

金融商品取引法の政令・内閣府令案について

三 井 秀 範

はじめに

御紹介にあずかりました三井でございます。今日は、こういう貴重な説明の機会の場をいただきまして、ありがとうございます。

今日手元に四つばかり資料をお配りしてございます。主に、その説明は四つのうち、基本的にはこの資料1と2をめぐりながらさせていただきま

す。ただ、時々、若干詳細ということで、資料3ぐらいまでは言及させていただく予定であります。

す。具体的な中身を研究される場合には、むしろ資料4とあります「本件全体の概要」という大変字の多い資料を御参照いただいた方が、実務上は有用なケースが多いかと思えます。ということ

で、既に政省令案の中身を研究されておられる方にとつては、やや初歩的な説明の部分が含まれているかもしれない。若干の時間、おつき合います。

では、資料1をおめくりいただきたいと思えます。目次を飛ばしまして、全体の鳥瞰図がご覧

います。

左側に大きな四角で囲ってございますのが、法律でこういうことが書いてある。右側でどんなものが政令ないし内閣府令の事項になっているかという鳥瞰的なものでございます。

この点は、詳細な説明は除かせていただきますが、罰則等の部分は、既に七月四日に施行しています。それから、開示制度の中で、TOB、大量保有報告のところは既に直近の四月一日までに施行されております。したがって、今回のものは一番上の「ポイント① 横断的法制の構築」という部分、それから開示制度の一部、横断化との関係で、銀行法、保険業法等について、金融商品取引法と同様の販売勧誘規制を横並びで整備している部分、金融商品販売法、こういったものが対象になっております。

片や、四半期報告制度、それから財務報告に係る内部統制制度の政令までは、ここでパブリック

コメントと一緒に出させていただいていますが、内閣府令につきましては、少しおくれるパブコメになる予定でございます。

施行につきましては、もう一枚おめくりいただきますまして、二ページ、三ページにございます。パブコメの期限は現在のところ二一日ということで、来週の月曜日を期限とさせていただいております。

公布の時期としては七月を考えております。公布即施行ではございませんで、公布というのは文章を公的に確定するわけですが、それが実際に効力を持たせるのは九月頃というふうに考えております。実務の方には大変御苦労をおかけするかと存じますが、何とぞよろしく願います。

一、対象商品・取引の拡大

それでは、具体的な中身に入らせていただきます。四ページをごらんいただければと存じます。

四ページ、上の方の四角は法律事項でございます。政令案、内閣府令案の中で主な部分を、下の方で、吹き出しのような形で書かせていただいています。以降のページ、基本的には法律のおさらいが上半分あるいは左の方にありまして、吹き出しのような形で政省令事項、ポイントを書かせていただくという様式にしております。

対象商品でございますけれども、法律レベルでは、有価証券については証券取引法では限定列举方式だったものを、集団投資スキームについては、包括的な書き方に、デリバティブについては、一応定義規定がありますので、その限りにお

いては多少列举性がありますけれども、かなり幅広い定義にいたしました。

まず、追加的に有価証券指定するものとして、学校債というものがございます。学校債、一項有価証券、二項有価証券、それぞれに加えております。

法律で一項有価証券というのは今回金融商品取引法で新たに整理し直した概念でして、従来型の流通性というものを基礎的な概念にした有価証券を一項有価証券といっております。基本的には紙がありまして、紙と権利が結合しているというタイプの金融商品であります。

二項有価証券というのは、そうでないもの、したがって前提としてペーパーを前提としない、流通性も前提としないものをいいまして、有価証券とみなして金融商品取引法を適用する、こういうことであります。有価証券という概念を残したのは、立

法技術上の理由として、有価証券という用語を引用している法律が大変たくさんございますので、同じ時期に国会に出る法案など他省庁の法案あるいはそれ以前、それ以降に予定しているものなどへの影響を最小限にとどめるために、立法技術上そうしたというのですが、考え方としては、金融商品取引法に流通性の要件がなくなるなど、大幅な考え方の変更があったとお考えいただけれると思います。

ちよつと前置きが長くなりましたが、学校債の方は一項と二項、それぞれの有価証券につけ加えてございます。

学校債というのは、今の状況では、学校法人法に基づいて、いわゆる有価証券というものが発行できるんですという規定があるわけではなくて、金銭債権と考えられているものがほとんどだといっています。ということなので、必ずしも商法の

社債と同じような発行根拠規定があるわけではないのですが、過去の最高裁の判例を見ますと、商法の社債のような発行根拠がなくても、券面上、転々流通性があつて、社債と類似する経済実質があると形式的、外見的に見られるものについては有価証券と考えるべきであるというのがあります。したがって、現状でもそういうものがあり得るという前提で、流通性があれば、一定の要件のもとに学校債は有価証券として指定すべきである、こういう整理をしております。

具体的な中身は、実は資料3の参考資料にも、それぞれ今、私が説明しますことについて、やや細か目に書いてあります。今日はそちらの資料はめくらないでまいりますが、この資料1の四ページの左にありますように、証券・証書化したものの、それから同一条件・利子つき、かつ在校生の父母などの関係者以外の取得するものという要件

でございます。

今あるものの大半は、子供が在学中である父兄とかOBが、いわば若干寄附的な気持ちも込めて買っているものでありまして、無利子なり極端な低利子のものが多いと聞いています。そういうものの、あるいは父兄や在校生、卒業生による学校への支援といったものからもう少し離れて、金融商品としての実質があるものをピックアップするということ趣旨です。

次の集団投資スキームの中で、法律上は包括的に定義しておりますので、形式的には規制する必要のないものまで幅広く含まれ得ることになっております。したがいまして、規制対象とする必要のないもの、そもそも金融商品取引法の適用対象にする必要がないものを除外しています。

全員関与のもの等は、既に法律レベルで、そのような適用除外が書いてございます。これはそも

そも集団投資スキーム性を持たないという整理でありますが、それ以外に、有限責任中間法人以外の法人への出資、それから法律事務所、税理士事務所、会計事務所等への出資といったものが除かれています。また、例えば従業員持株会契約に基づく権利や分収育林契約も除外しております。後は農水省の法規制に従ってもらう趣旨です。

それから、デリバティブの範囲でございます。法律でもかなり広く書いてございますが、ここには例えば各種統計（GDP等）に基づく取引を加えると書いてございます。

すなわち、GDPのような国民経済計算上の数値や統計法に規定する指定統計調査、届出統計調査等に係る統計数値に基づく取引、例えばGDPデリバティブなどを対象として追加しています。

二、対象業務の横断化・業務内容に 応じた参入規制の柔軟化

次のページに参りまして、五ページ、「対象業務の横断化・業務内容に応じた参入規制の柔軟化」でございます。

上の方が法律で書いてあることでございまして、証券業であるとか金融先物取引業でありますとか、縦割りの業を一たん金融商品取引業という一つの業概念に横断化して整理した上で、機能別に第一種金融商品取引業、投資運用業、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業というふうに四分類して、それぞれ参入要件に差を設けるということ、それぞれについて行為規制についても、機能別に整理しました。

ここに一つ、登録拒否要件の審査基準の欄に

「業務を適確に遂行するに足りる人的構成」というものが書かれてございます。今回の内閣府令においてこの中身について欧米でフィット・アンド・プロパー、といわれている人的資質を実質的に見る例や、実務の状況を踏まえて明確化しました。

金融商品取引業等に関する内閣府令案の第三三条において、その業務を行うに關する十分な知識、経験を有する役員、使用人の確保の状況、組織体制に照らして当該業務を的確に遂行することできないと認められる場合が登録拒否要件になる。あるいは、役員や使用人の中に経歴とか暴力団・暴力団員との関係その他の事情に照らして業務の運営に不適切な資質を有する者があることにより、金融商品取引業の業務の信用を失墜させるおそれがある場合には登録拒否要件になるというのを書かせていただいています。

また、資料2でございますが、監督指針。この点に關しまして、大きな紙の右側半分の項目の「監督上の評価項目と諸手続」の「共通項目」の左下に「第一種金融商品取引業」という欄がございます。その「経営管理」という欄に「役員の適格性、業務を適確に遂行する人的構成」ということで、「役員についての欠格事由等」の次に、「役員に關する知識・経験、暴力団との關係」、その次の「禁錮刑以上の刑」。特に詐欺罪といった罪で刑事罰を受けたような人たちが出所してきて、欠格期間である五年間を過ぎた後に申請を出してきた場合にはそこら辺のところに注意深くチェックすることにしております。それが一つ、この登録拒否要件の審査基準というところであります。

それ以外のところでは、横断化に伴う整理などがございます。

まず、右側の「業務の種別に応じた最低資本金要件」というものであります。これは現状の証券会社であるとか、それぞれの業者が新法においてどの類型に該当するかを考えながら、新旧の財務要件がある程度対応するような形になっていきます。もちろん完全に従来どおりというわけにはいきませんが。

例えば証券会社ですと、第一種金融商品取引業者になり、最低資本金は通常五〇〇〇万円という金額になる。あるいは、元引受けを行う場合には、三〇億円であるとか五億円という金額になるように設定されています。

ただし、投資・助言代理業、営業保証金五〇〇万円というのがございます。さらに支店があると二五〇万円ずつふえていくという現行の制度について、支店別なのは撤廃するという形で規制緩和になっています。これは横断化に伴う全体のリ

バランスや規制緩和の趣旨も踏まえたものでございます。

一点、「金銭預託を受ける場合は」という、第二種金融商品取引業の「一〇〇〇万円」の下に小さな括弧が書いてございます。金融商品取引業を第二種の形でやる場合、具体的にはファンドの出資持ち分の勧誘であるとか信託受益権の販売などが念頭に置かれています。こういった場合において、お客様の資金決済の仲介を行う、要するに金融商品を買って、その代金を受け取って、それで引き渡しをするという業務を行っている場合、金銭の預託を受けることになってしまいますので、そういうものはすべて一種業者として登録するということにしてしまいますと、最低資本金が五〇〇万円になるだけではなくて、自己資本比率規制がかかってしまったり、兼業規制がかかってしまいました、第二種金融商品取引業をつくった趣

旨との関係で、どう整理するのかという、やや悩ましい問題が起きていました。

ということ、特定有価証券等管理行為という概念をこの政令及び内閣府令の中に設けまして、第二種金融商品取引業者がファンド持ち分の販売あるいは信託受益権の販売、ブローカレッジ業務を行うに当たって、それとの関係で出てくるような金銭の受け渡しについては二種業者のままできるものの、その場合、財務要件、最低資本金要件を五〇〇〇万円に引き上げることとしております。

もう一つ、業務範囲といたしまして、排出権取引というものがございいます。

排出権取引については、京都議定書以降、あるいはEUの排出権取引のプロセスの中で既に各国で取引が活発になっております。ここでは排出権取引やブローカレッジ業務、あるいは排出権デリ

バティブ取引やそのブローカレッジ業務、コンサルティング業務といったものが、この金融商品取引業に当たるかどうかという検討をいたしましたけれども、この排出権というものの権利内容を金融商品取引業の対象となる金融商品、有価証券、あるいはその類似商品として政令指定するところに至るほど法的関係が整理されているわけではないということを踏まえまして、むしろ有価証券に指定するとか金融商品とするということでなくて、金融商品取引業者、具体的には第一種業者と投資運用業者ですが、その届出業務、付随業務に整理し、金融商品取引業者が行える業務であることを明確化しています。

それとの関係で、ちょっと話が脱線しますけれども、銀行の子会社については、これらの排出権取引ができることを明確化してございます。これは証券専門子会社、金融関連子会社、いずれにつ

いてもということであります。ただし、銀行の本体につきましては、排出権自体の取引については媒介、それからデリバティブ取引については差金決済の場合だけを本体で認めるという方向でいるというふうに聞いております。コンサルティング業務は付随業務で読めようかと思えます。

若干細かいことになるのですが、ここで金融商品取引業からの除外ということで、国、地方公共団体、日銀の行為と書いてございます。営業概念を業概念に変えたこととの関係で反復継続して行うと、営利目的がなくても、「業」として行うものとして規制がかかることから、これらのものについてはこの規制対象にするものではないことを明確化しております。

それから、プロ向けのデリバティブ取引。これは金融先物取引法において、プロ向けのデリバ

タイプについて金融先物取引業の規制対象外に行っているというものがございました。これを引き継いでいるわけでございます。

このデリバティブ取引については、資料3の参考資料の五ページなどに若干書いてございます。

「適用除外行為」という一番上の四角でございますして、黒マルの三つ目にございます。プロ顧客の定義を三〇〇〇万円、これが現行の金融先物取引業にございますのを一〇億円に引き上げるといのが、今、私の申し上げた中身であります。

なお、参考資料をもう一枚めくっていただきますして、六ページに先ほどの資本金の整理などがある一回ここに出てまいります。後ほどごらんいただければと思います。

三、集団投資スキームの自己募集・自己運用に関する規制の整備

資料1の六ページに進みたいと存じます。

集団投資スキームに移らせていただきますと、この説明資料の六ページ、上にありますのが法律の規制でございます。御案内のとおりかもしれません、繰り返し説明させていただきますと、まず集団投資スキームは、先ほど申しましたように、包括的な定義をしております。ポイントは法形式を問わないということにございます。

その上で、今の証券取引法では自己運用あるいは自己募集は、原則として現在証券業にはなっておりませんが、今回ここにありますような組合型のみなし有価証券等に該当するような集団投資ス

キームについては、その持ち分の販売勧誘あるいはその出資を受けて主として有価証券に運用するという業について、自己募集又は自己運用ということで、原則登録制の対象にします。そして、自己募集は第二種金融商品取引業に該当する。自己運用は投資運用業に該当すると整理をしました。その上で、投資家が適格機関投資家プラス四九人以内の場合には届出でいいというプロ向けファンドの特例をつくってございます。

このプロ向けファンドの特例で、法律上は、投資家が、適格機関投資家プラス政令で定める数以下の一般投資家のみのものということになっていまして、その法律の段階からこの数は四九人にする予定ですと申し上げていました。この政令では、そのように四九人にそのまま維持させていただいております。

その四九人とした場合に、若干細かい話になる

のですけれども、親子ファンドというんでしょうか、二層型のファンドの場合、この金融商品取引法の規定では、四九人をカウントする際に、ファンドの出資者の中にさらに匿名組合などがあり、その先に投資家がいるとして、その投資家の中に適格機関投資家以外の者がいるという場合には、この四九人の特例を受けられませんという規定がございます。

それとの関係で、実務上、さはさりながらファンド・オブ・ファンズ、二層・三層のファンドが現に存在し、その中にはプロ向けファンドの規制、要するに届出でいいというスキームを適用することが適当なものもございます。そういうことから、ここのところは大変複雑な規定になっております。

若干細かいものは資料3の参考資料の七ページにありますけど、資料1の説明資料六ページの右

下の破線の四角で囲ってある部分をご覧ください
ますと、ファンドの出資者が投資事業有限責任組
合（LPS）、有限責任事業組合（LLP）、であ
るファンズ・オブ・ファンズについては上下二段
まで合算して四九人という人数をカウントします
ということであります。したがって、逆にい
いますと、法律で定めています親ファンドの投資
家に一人でもアマチュアがいたら全部がプロ向け
ファンドの適格要件を満たさなくなつて登録が必
要になるんですというものに対する適用除外とい
うことで、投資家の中に素人が入っていてもセー
フになるんですという意味での四九人のカウント
を認めるというものが内閣府令の中に入つてござ
います。

これらの規定の背景にはまず集団投資スキーム
というものが法形式を問わない、あるいは契約形
態を問わない、実質で判断しますという考え方が

あります。その上で、そうはいっても日本の法律
家の思考なり伝統で、ある程度法形式に着目した
細かい規定を解釈の手がかりとして法律に書いて
おるということがあります、この二層ファン
ド、考えようによつては実は二層合わせて全体で
集団投資スキーム一個のファンドとも読み得るわ
けでありますし、片や契約形態を操作すれば、二
層にも三層にも一層にもできる、そういうことも
あり得るわけです。片や、二層、三層にするの
は、それなりに民事上の責任関係などで理由があ
るという面もございます。

経済実態を見ながら、かつ法律なり政省令の技
術的な面とできるだけ調和的に書いていく、こう
いうことでありまして、私どもとしては、これま
で実務界からお聞きしていた中で最大限緩和でき
るところは緩和して書いているつもりであります。

その他の代表的な例として資料3の参考資料の七ページで幾つか掲げてございます。

親子型のファンドの一つ目は、今申し上げた例でありまして、親ファンドが下で、上の子ファンドがそのアンブレラになっているという場合、末端の出資者が親ファンドに出資しているものであると考えた場合の下側の親ファンドについて、LPSなどよりも匿名組合の方が、より厳格に判断されるということになります。匿名組合と同じように厳格に判断されるものとしては、民法組合があります。それに比べてLPS（投資事業有限責任組合）の方が、若干アローアンスがあるという判断をしています。

次の黒マルでは、親子ファンドは、運営者が同一である場合を掲げております。それから三つ目は、二層構造不動産ファンドというのがありまして、これが先ほども言いました匿名組合の場合の方

が厳しいんですということに対する例外でございまして、匿名組合の形を不動産ファンドではどうしても使うということであるようですので、さはさりながら、匿名組合というのは、登記がなかったり監査がなかったりということ、そういった面でLPSより劣る面がありますので、それなりの手当てなり努力をしてもらったものであって、親子共通の運営者であるなどの、一つの形式を踏まえての全体が経済的、実質的に一つのファンドであると見られるようなものであるとか、そういう幾つかのファクターを考えさせていただいて、規制の趣旨が損なわれないようなものについて実務とのバランスをとった規定にしてあります。

さらにほかに、例えば商品ファンドであるとか、競走馬であるとか、いろんな例外がございします。その点については、説明していますと切りがないので、今の参考資料の七ページ程度のこと

次に参らせていただきたいと思います。

四、業者が遵守すべき行為規制の整備

次が、資料1の七ページ「業者が遵守すべき行為規制の整備」でございます。これも具体的な行為規制、内閣府令をごらんいただかないとよくわからないという一番御関心なり御心配の向きのあるところかと存じます。

広告規制については、eメールであるとかファクスであるとか、通信技術の発達をふまえてそういったものがきちんとカバーされるようなものにするべきであるという議論を踏まえ、ダイレクトメール、電子メール、ファクス、ビラ・パンフレットの配布といった多数のものに対して同様の内容で行う情報の提供というものが広く広告に当

たるのであるとの整理にしております。

それから、広告の場合は、表示方法でリスクがある旨などについて大きな字で明瞭正確な表示を義務づけることとしております。

特に、元本損失とか元本超過損が生じるおそれがあるといった不利益な事実について、広告の場合、スペースの問題があるので、契約締結前書面的ように一二ポイント以上とか八ポイント以上という数値的な要件はかけておりませんが、著しく小さな字ではいけないこととし、ある程度バランスのとれた、業者にとって不利益、投資家にとつては心配な、リスクファクターとして考慮すべき事項を顧客にはつきり認識させる、そういう大きな、明瞭性というものを要求しております。

今度は右の方に参りまして、契約締結前の書面交付義務でございます。これも顧客に不利益な事項を分かりやすく認識させるという考え方は同様

なんですから、一定以上の文字などの大きさの制約もあります。

記載事項はいろいろありまして、これも有価証券以外の場合、例えば不動産であるとか商品フアンドであるとか競走馬、それぞれの類型による特例もございます。不動産信託受益権を組み込んでいる場合、宅建業法上の重要事項説明書の記載事項の一部が、この契約締結前書面の記載事項としても要求されているケースがある、そういったことに御留意いただければと思います。

それから、書面交付義務の適用除外でございます。まず、上場有価証券、上場株式といったものの取引にあたり一年以内に「上場有価証券等書面」という包括的な書面を交付している場合には免除されることがあります。ただし、デリバティブ、信用取引などの場合には、現行の証券取引法上の書面交付義務を踏まえて、免除されないこと

となっています。次に、過去一年以内に当該顧客に対し同一内容の契約について書面を交付している場合に免除されます。

それから、左下の方に参ります。各種禁止行為のうち不招請勧誘の禁止。これは法案のときに説明した中身から変わっておりません。法案を出す時点では、政令事項ですが、不招請勧誘の禁止対象としては店頭のいわゆる外為証拠金取引、金融先物取引を対象にします。それから、再勧誘の禁止といわれているものについては、店頭型の外為証拠金取引を対象にしますということで、そのときの説明がそのまま変更なく政令になっているということです。

その次の「契約締結前交付書面などの交付に際し、リスク情報などについて顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないことを禁止」という言葉があります。これは説明義務

の実質化と私どもは申しております。

この金融商品取引法の立法に至る審議のプロセスで、適合性の原則や不招請勧誘が大変議論になりました。最終的には、適合性の原則について、現状の規定ぶりには投資目的というのが考慮事項の一つつけ加わった以外に大きな変更はございません。不招請勧誘の禁止も、先ほど申しましたように、外為証拠金以外は及ばないということになっております。

さはさりながら、その前提としまして、その適合性の原則が機能しなくなったところに、あるいは適合性の原則違反が極端なところまで行ったところに不招請勧誘ありという議論を踏まえますと、この適合性の原則なり事前の書面交付義務というものが実質化していることが、この整理の前提にあるということになります。

ということ、この書面交付義務が形骸化しな

いで、それがちゃんとお客さんに理解されているのであるということをどのように政省令で実質化するかというのが、課題になっておりました。

ということでありますので、内閣府令におきましては、顧客の知識・経験、財産の状況、投資目的に照らして、お客様に理解されるような方法程度で説明をするということを求めています。これは、そういう意味では金融商品販売法の説明義務と共通するようなことになります。

ただし、これは新しい話ではなくて、現状でも本来きちんと行われていなければならない話です。各社のコンプライアンス部門の方では、その実質化についてさらに御配慮をいただければありがたいと思います。

それから、損失補てんなどの禁止の事故確認制度の例外でございます。

損失補てんの禁止は、もともと証券取引法にあ

りましたが、今回の横断化の考え方の下、デリバティブ預金等の特定預金あるいは特定保険、特定共済、信託や商品先物などにもそれぞれの法律を改正して同じ行為規制をかけております。

その結果、商品先物の分野におきまして、日弁連などから、この損失補てんの例外としての事故確認という手続があるので、商品業者が、弁護士さんが仲介している示談に応じないケースがあるということが争点になりました。

片や、損失補てんというものは、個別の顧客の保護というよりは、マーケットのインテグリティの確保のため、あるいはマーケットの透明性の確保のための規定なので、商品先物だけ適用除外にする理由もなく、適用対象にせざるを得ないわけですが、片や商品先物の現場においては、事故確認の対象にすると、示談に応じなくて紛争が長引くおそれがあるという話がございました。

もともとこの趣旨に振り返りますと、まず損失補てんというのは、まさに損失補てんでありますので、不適切な勧誘や詐欺的な勧誘によってお客様に損害を与えた場合のお客様が業者に持つ損害賠償請求権というものは、この損失補てんに当たらないわけであります。それを明確に行政上チェックする仕組みが事故確認という手続ですので、現状でも裁判で判決をもらうとか、裁判上の和解の場合には、わざわざ行政が関与して事故確認をしなくていいこととされています。今回の金融商品取引法の内閣府令案では、同様の考え方で事故確認が不要の類型が他にもあるはずだということで、ここに列举されているようなものをつけ加えている、こういう趣旨であります。

五、プロ・アマ区分

それでは、時間の関係もありますので、次に進ませていただきまして、説明資料、資料1の八ページ、プロ・アマ区分ということでございます。

プロ・アマ区分、上に書いてありますのが法律でございまして、一番上にあります特定投資家のうち「①一般投資家への移行不可」というのは、適格機関投資家を念頭に置いていまして、これは後ほど説明しますが、今回、適格機関投資家の範囲が広がります。その次に、何もアクションを起こさなければプロとして扱われて、かつアマチュア投資家というか一般投資家を選びたいと思えば選べるというものが②の類型。

一般投資家の二つの類型のうち、一番下の④と

いうのは、本人が望んでもプロ投資家扱いはされないものでありまして、その上の③というのは、②の法人以外の法人、したがって中小法人ということですが、それと富裕層の個人についてはプロ投資家を選択できるというものであります。

まず、一番上の①について、これは順序が前後して大変恐縮なんです、最後の一五ページをごらんいただきたいと思えます。最後に「適格機関投資家の範囲の拡大」というページがございます。

適格機関投資家、現在は金融機関が列挙され、さらに事業会社については有価証券投資額一〇〇億円以上であって、有価証券報告書提出会社で、かつ財務局に届出をした人、すなわち公衆縦覧される、という仕組みになっています。

最初の方の金融機関は何らのアクションを待つことなく、自動的に適格機関投資家として扱われ

るもの。事業法人の場合には、事業法人からのアクションがないと適格機関投資家にならないという類型であります。

今回のポイントの一番大きなところは、有価証券報告書提出会社（有価証券投資額一〇〇億円以上。届出制）という類型が変わるということでありまして、一番簡単にいうと、この一〇〇億のバーが一〇億に下がるということなのですが、それに加えて、株式会社だけでなく、その他の法人とか個人までこの有価証券投資残高一〇億円というものがあれば適格機関投資家になれるグループに入ります。

その中で、有価証券報告書提出会社という要件も外します。したがって、下の「内閣府令案のポイント」ですけれども、要するに一〇億円以上の有価証券投資残高がある人は個人、法人、個人の場合には口座開設後一年経過という要件がプ

ラスでかかりますけれども、そういう人たちは届出をすれば適格機関投資家になることになりました。匿名組合については、組合の有価証券残高が一〇億円以上で、かつ全組合員の同意などの要件がつけ加えられています。

二点目、若干細かいのですが、信用組合は事業法人と同じように、届出があつて初めて適格機関投資家になるという類型に移行します。

八ページに戻っていただければと思います。それ以外の要件ですと、②の要件というのは、上場会社と、資本金五億円以上の大会社です。それ以外のものが③の類型に入ること、問題は何個人がどこまで富裕層になるかということで、今回は一年以上の取引経験、かつ純資産三億円以上、かつ投資性のある金融資産三億円以上という要件になっております。

二つ説明を要するかと思います。そのお客様の

事情をどこまで調べればいいのか。これはケース・バイ・ケースですので、一律の基準でいいがたいところがありますけれども、非常にざっくりした考え方ですと、お客さんがその業者に対してどのぐらい預かり資産を持っているか、それまでのような取引状況にあるのか、お客さんがどのぐらい資産を持っているという自己申告がどうだったか、更にはお客さんに業者が出せる資料はありますかといって任意に出した資料などから合理的に判断して、承諾の時点、プロ選択をした時点で三億円以上と見込まれるかどうかという判断になるかと思っています。

もう一つ、これは取引相手について相対的なものです。まずお客さんは対業者毎にプロ・アマ選択をしたりしなかったりということがあり得るということでございます。

A証券会社、B証券会社、C証券会社といった

場合に、あるお客さんがA証券会社との間でプロ選択をしているけれども、B証券会社、C証券会社との間ではプロ選択をせず、そのままアマ投資家扱いを望んでいるということはあり得るということが前提です。これが相対的であります。

次に契約の種類ごとに選択されるということです。契約の種類については、ある程度簡素なものということで、有価証券取引、デリバティブ取引、投資顧問契約、投資一任契約という四つの契約分類と考えていまして、このそれぞれの四つの契約分類の中であれば一つです。その分類が違えば、例えば有価証券売買、株とか債券の売買ではプロだけれども、デリバティブではアマ、そういう契約の四つの種類ごとに違う選択ができますという前提になっています。

今、私が申し上げていますのは、資料3の参考資料の一二ページに若干細かく書いてあります。

参考資料の一二ページ、「移行の手続等」というのが下半分にございます。移行の単位というのがございまして、有価証券関係、デリバティブ関係、投資顧問契約関係、投資一任契約関係ということで四分類になっているということであります。

それから、若干細かいのですが、ここでもまとめて説明しますと、移行の期間というのがありまして、原則一年。これは法律に書いてあります。ただし、単純に一年ですと、お客さんごとに期限日が変わってきて大変であろうということで、一つの会社、A証券会社ならA証券会社で、例えば三月三十一日ですとか一二月三十一日ですとか一定の期限日を公表している場合には、そのすべてのお客さんの期限日がこの日に来るという統一的な扱いができるということになっています。

若干細かいことで、政省令事項ではなくて、法

律事項なんです、②の類型のお客さんには、プロだけでも、アマ選択できますよということを告知する義務が業者にございます。アマへのオプトアウトができるということは、投資家の権利ですので、実務上御配慮を願いたいということであります。

もう一つは、プロを選択したお客さんに対しては、かなり大幅に行為規制が除外されます。その場合に、契約締結時書面と運用報告書ももちろん免除されるわけなんです、この二つについては照会への回答体制の整備をお願いしたいということとであります。

もう一つ、これも参考資料に載っていますけれども、金融商品販売法の説明義務が除外されるもの、特定顧客という概念がございしますが、これに特定投資家というものが入っておりますので、その限りで行政法と民事法がリンクする形になって

ございます。以上がプロ・アマ区分でござい
ます。

六、業態を越えた横断的な投資者 保護法制の整備

資料1に戻りまして、九ページ、「業態を越え
た横断的な投資者保護法制の整備」でござい
ます。

銀行・保険・信託など投資性の強い預金・保
険・信託などについて、金融商品取引法と同様な
規制がかかります。これは商品先物なども同じで
す。

まず、投資性の強い預金とは何か。それから、
投資性の強い保険とは何かということで、右の吹
き出しにあるようなものを具体的に列挙してござ
います。

基本的には、法律をお出しする段階でデリバ
ティブ預金であるとか変額保険、変額年金保険と
いったものが対象になるんですよということを申
し上げていまして、その考え方は変わっていませ
ん。銀行・保険はポジ列举で、信託はネガ列举に
なっています。

例えば、金利が変動するという場合に、銀行の
側にオプションの行使権があったりしまして、市
中金利よりも受け取る金利が下がってしまうケー
スがあり得る。こういったものはデリバティブ預
金として特定預金の対象になっていますといった
整理をしております。

今回耳新しいこととしまして、認定投資者保護
団体制度というのが法律で入りました。これは、
業態横断的なADRを可能とする法的枠組みの整
備という考え方から設立母体が金融商品取引業者
に限らず、基本的には母体に制約のない、した

がつて金融商品取引業者でない人でも設立できる団体でありまして、かつ、いわゆる許認可の行政ではない認定制度であります。

許認可ではないということの意味は、認定を受けなくても苦情のあっせんなりはできる。基本的に、金融商品取引法で許認可を受けない限りできないという業務ではないという意味で、任意ですが、さはさりながら、投資家が一体どの団体だったら安心して相談できるのかという観点から、法的な枠組みとして整理したものです。

したがいまして、これは任意の制度なんです。が、例えば全銀協であるとか保険協会であるとか、そういう金融商品取引業には今回分類されていない方々が、特定預金であるとか特定保険といったものの苦情・あっせん業務を行う場合、この認定投資者保護団体になっていただくという道が、これで開かれます。この場合には、そういう

業務が適切に遂行されるかどうかを金融庁で審査させていただいて、それが大丈夫だということでありまして、認定をさせていただくことになります。

横断化対象の業者で構成された方々以外の団体がつくること自体は可能ですが、その場合、業者の方々からその団体に起こされた苦情の解決・紛争のあっせんの対象となりますよという同意をとっていただく必要があります。また、民事訴訟法上の特例とはまた別問題でありますので、それはそれで、司法制度改革でできた方の別の認定は別途受けていただく必要があります。

この法律上は、紛争・あっせん業務については、他の自主規制団体や認定投資者保護団体に業務を委任することができるという規定がありますので、そういう意味では制度上は業態横断的なADRを業者の方々が集まってつくるといったこと

も可能にはなっております。直ちに今日明日ということではないのかもしれませんが、そういったことも中長期的な視野に入れて、いろんなことを考えていただければありがたいと思います。

一番下の金融商品販売法でございます。

一般に業者が仮に何らかの不適切な行為を行いまして、お客様さんに損害を与えたという場合、お客さんが損害を被り業者に損害賠償を求めるといった場合には、①から④までの要件をお客さんがすべて立証する必要があるというのが民法の原則なんです。金融商品販売法で、損害額や因果関係などが推定されるという規定があるわけであります。

その推定されるケースというのがどういうケースかというので、それが今回大幅に拡大されます。今までですと、元本の欠損のおそれがあるということを説明したかしかかったかという一点の

みだったわけですが、今後は取引の仕組みであるとか、元本欠損以上に元本よりも大きな損失をこうむるおそれがあるとか、断定的な判断を提供したといったことが損害賠償の推定のトリガーを引くこととなります。今回政令案で書いていますのは、その対象に海外商品デリバティブ、海外商品先物、海外商品オプションといったものを含めますということであります。

ここで金融商品販売法の適用対象をおさらいしますと、有価証券だけでなく、銀行・保険・証券・信託、不動産特定共同事業の持ち分まで横断的に入っています。それから、商品先物については、金融商品販売法には入っていないくて、今回のこの証券取引法の改正の整備法の中で商品取引所法を改正して、金融商品販売法とほぼ同じ規定が商品取引所法に入っています。

ただし、その商品取引所法のカバレッジが国内

の商品先物だけですので、海外商品市場での投資を国内のお客さんに取り次ぐといったケースが、金融商品販売法でも商品取引所法でも、民事の損害賠償の推定救済規定が及ばない形になっていますので、金融商品販売法の政令で海外商品先物・オプションを追加して広げることになっています。したがって、商品先物については国内分は改正商品取引所法、海外分は金融商品販売法の追加された政令によってカバーされるというふうになります。

七、取引所の自主規制業務の適正な運営の確保

次に行きます。一〇ページ、取引所の関係であります。

上にありますのが法律でございまして、自主規

制業務を、別法人で担うあるいは金融商品取引法上の独立した委員会が担うことができるようになります。

そして、その自主規制業務の範囲について、上場と、上場廃止に関する業務、それから会員等の調査、いわゆる考査に関する業務というのが法定されていて、その他内閣府令で定める業務というふうになっております。

具体的には、ここにあります売買審査、会員等の資格要件の認定の審査、処分、開示情報の審査であるとか上場会社の上場廃止の処分、自主規制業務に関する規則の作成・改廃といったものが自主規制業務になりますというのが内閣府令案であります。

一つポイントなのは、注書きですけれども、上場基準と上場廃止基準と、どういった人たちに会員の資格があるかというものは、自主規制業務に

も密接に関係しますが、他方、取引所のコンセプト、品ぞろえを決めるという意味合いがありますので、そこは経営判断でもあるということでありまして、ここでは上場基準、上場廃止基準などは、まず経営判断として取引所の業務ですということに整理し、まず取引所運営法人なり取引所運営サイドの方で提案して、やろうと決めていただいた上で、自主規制法人または自主規制委員会の同意を得ていただく、こういう業務になっているということでございます。

もう一つは、右下の主要株主規制でございます。左側が現在の規制です。五〇%超を持てるのは取引所と取引所持持会社と、日本証券業協会だけです。それから、二〇%から五〇%の間は、金融庁の認可を受けなければならない類型、二〇%未満であればだれでも自由に持てるということでもあります。

村上ファンドが大阪証券取引所の株式を二〇%を超えて取得したいという認可申請がありまして、一昨年でしょうか、その拒否処分をさせていただきました。そのときの理由は利益相反でございます。二〇%以上のブロックを持つということのついでに利益相反ですので、利益相反の処分をした時点で、かなり広範に禁止される対象があるのではないかとということで、それを契機に、私ども、その趣旨を法令上も明確にした方がいいのではないかと考えました。したがって、二〇%未満であれば、逆に上場会社でも持てるわけなんです。二〇%以上持つという場合には、それなりに利益相反のないものに限定する必要があるということで、今回は法律上、まず地方公共団体その他政令で定めるもの以外は、金融庁の認可があるなしにかかわらず、とにかく持てないんです。ということになっています。法律・政令に定めら

れた人だけが認可申請を出せる、こういったたてつけに変えました。

現在のところ、二〇%以上取得しようという人は、持株会社とか取引所本体が、典型的には東京証券取引所が持株会社をつくって、その持株会社が取引所を持つ、あるいは自主規制法人を持つ、こういうケースは別とすれば、実際にはニーズがないというか、そういう動きがございません。したがって、法律には地方公共団体その他政令で定めるものとしか書いていないのですが、今回政令指定するものがないということで、地方公共団体だけが政令指定されています。

これは、地方公共団体で具体的に動きがあるというわけではなくて、法律で地方公共団体その他の何とかと書いてあるので、形式的に載っているということでございます。もちろん、地方公共団体が二〇%以上買うことの申請が出てきて、もし

認可ができるものであれば、取得できるということですが、現状はそういった動きは、金融庁としては存じ上げていないという状況にあります。

八、有価証券の性質・流動性に 応じた開示制度

一一ページ以降が、開示の話でございます。

まず一つ目が、有価証券の性質・流動性に応じた開示制度ということで、これは横断化関連でございます。横断化関連で、性質に着目した部分では、ファンド・ABS等の資産金融型の証券について、この内閣府令で開示内容、例えばファンド・オブ・ファンズではファンドの投資対象、不動産投資信託では投資対象の不動産の状況、それからガバナンス。ファンド・オブ・ファンズである場合には、投資先ファンドの選定方針といった

運用サービスに関する情報が開示情報として内閣府令案にかかげられております。

次に流動性に着目したという部分でございませうけれども、流動性の高い有価証券については、四半期報告あるいは内部統制の制度で開示の充実に図る。一方、流動性の乏しい有価証券については、公衆縦覧型の開示にかえて相対型の開示をするということで、法律上は業者の説明義務の方に溶け込んでいるということでありませう。

したがいまして、今回転々流動性を証券取引法のコア概念から外したことによりまして、開示が二種類になりました、金融商品取引法第二章の開示は、流通性のある有価証券の公衆縦覧型の開示を受け持つ。片や流通性のない二項各号有価証券、すなわち、信託受益権のうち有価証券が発行されないものであるとか組合型のファンドの場合

の開示は、公衆縦覧型ではなくて、業者の書面交付義務という相対での開示を行うという整理になっています。

ということから、今回業規制の説明義務とか書面交付義務とデイスクロージャーがリンクしております。この「リンクしている」というのを心の片隅にとどめていただければと思います。

九、上場会社による開示の充実に (四半期報告・内部統制報告)

次の一二ページは、先ほど申しましたように、政令だけ今回一緒に、四月一四日にパブリックコメントを出しました。内閣府令のところは追ってということでありまして、政令で書いてありますのは、四半期報告制度の提出会社、上場会社と、括弧内は信金中金を対象とするというこ

とです。内部統制も同じであります。あと、提出期限が四五日であるとか六〇日であるといったことは、法律の段階で説明させていただいたのと同じ内容をそのまま政令案でも維持しています。

一〇、集団投資スキーム持分等に係る開示規制

一三ページは、集団投資スキームに係る開示関係であります。

左側が現行の開示制度でございまして、有価証券は転々流通するということを前提に、公衆縦覧型の開示が求められるのどういう場合かということ、新たに発行される有価証券を多数の者、五〇名以上に勧誘する場合で、発行価額が一億円以上の場合には、有価証券届出書が必

要です。売出しの場合も、五〇名以上・一億円以上。

今度、継続開示である有価証券報告書については、下から見ていくのですが、まず上場している、開示義務がかかります。次に、過去五事業年度末のいずれかで株主五〇〇人、資本金五億円以上に該当すると、上場していなくても有価証券報告書提出会社になりますというのが、現行の公衆縦覧型のディスクロージャーの基本的な体系です。

集団投資スキームは、先ほどの柔軟化で申しましたように、原則公衆縦覧型のディスクロージャーではなくて、相對説明型の書面交付型のディスクロージャーに整理しますが、一部例外があります、いわゆる投資型ファンドといわれる、主として有価証券に投資する場合には、マーケットのインテグリティの観点から、公衆縦覧

型の開示となるという仕組みになっています。「主として」というのは五〇%を超えるというのが今回の政令案でございます。

もう一つ、転々流通性を要件としないということから、五〇人以上の勧誘で自動的に公衆縦覧型の開示が適用されているのかという論点がありまして、組合型のファンドですと、原則流通性が乏しいファンドであるということを踏まえまして、法律上「相当程度多数」というのが政令において、今回「五〇〇名以上」というふうに定めております。

一一、組織再編に係る開示規制

一四ページは、組織再編に係る開示規制でございします。これも、やや初歩的なことから含めて説明させていただきまして恐縮ですが、組織再編の

場合には、開示会社が非開示会社に吸収・消滅する場合という場合には、吸収する側の存続会社が非開示会社であっても、開示している会社が消滅してしまつて、その株主は非開示会社、ここであるA会社の株式を受け取ることから、A会社に開示義務がかかります。同じ哲学で、三角合併の場合には、交付される株式の発行会社である親会社Aに開示義務がかかるというのが法律で書かれております。

政令案、内閣府令案ですけれども、組織再編に係る有価証券届出書というのができまして、①、②、③、組織再編情報であるとか対象会社の財務情報、ここであるAとBの対象会社についてのいろんな財務開示情報、再編後の財務情報といったものを内閣府令で定めております。

駆け足で恐縮でございまして、時間いっぱい

使って申しわけないのですが、以上が中身の全体像であります。

最後に、参考資料のページ、二ページに、どんな政省令をいじったかということが書いてあります。縦割りに何本にも分かれていた内閣府令を業者とか取引所といった観点でくくってございます。そのくくっている部分については、いわば旧来の府令を全廃して新しい府令をつくる、こういう形になっています。若干は見やすくなればという気持ちでございますが、そういうふうな整理にしております。

以上が、大変つたない説明で恐縮でございますが、全体像でございます。ありがとうございます。（拍手）

高橋理事長 どうもありがとうございます。大変広範囲な内容だったかと思いますが、大

変要領よくポイントを示した説明をいただいたかと思います。

それでは、時間が来ていますけれども、時間をいただいておりますので、御質問等ありの方は、ぜひ御発言をいただきたいと思っています。

質問者 資料１の七ページの業者が遵守すべき行為規制の整備ですけれども、大きな四角が四つあって、その右上の書面交付義務のことです。これは、例えば口頭で説明しようとするかすべてを書面でも記載してお渡ししなければいけないということでしょうか。それとも、例えば目論見書のように、ある決まった形式のもの、ある特定の商品の種類について交付する義務がある、そういったことでしょうか。

三井 行政法の規制は書面交付義務ですので、かつ、この書面交付義務の書面の記載事項というのが内閣府令に列挙されております。手数料ですと

か、元本欠損の可能性がある場合には、その旨とか、どうしてそれが元本欠損になるのかという理由であるとか、重要な事項でお客さんの不利益になるような事実であるとか、今回新たにいられますのは、金融商品取引業協会に加入している場合には、その加入している旨と加入先の協会名といった、書面の記載事項が内閣府令で列挙されており、それについては紙できちんと書いて、お客さんに渡してください、こういうことでありまして、その紙で書いてある言葉についてお客さんによく分かるように解説を加えてください、こういうことであります。

質問者 その府令はもう公布されているのですか。

三井 内閣府令案では、字の大きさなど記載方法についても定めています、様式は制約がないので、役所が様式を定めているわけではありませ

ん。

質問者 府令そのものは、もう出ているのですか。

三井 府令案には、今申し上げたことが書かれております。

質問者 四月一四日に公表された府令案の中ですか。

三井 そうです。

質問者 参考資料の一二ページで、行為規制の適用除外のところなんです、除外要件のところと「照会への回答体制の整備を要件付け」ということになっていますが、これは特定投資家に当たる人に対しても、照会があつたら契約締結時書面とか運用報告書の内容について回答ができる体制ということなんだと思うんです。これはすべて一般投資家に移行できる投資家だけではなくて、通常の①、②、③、④のうちの①の投資家に対しても

すべての場合について、この回答体制をとるという意味ですか。

三井 はい、そういうことです。

質問者 基本的に、その内容は全部用意しておかなければいけないことになるわけですか。

三井 そういうことです。渡す必要はないのですけれども、説明を求められたら、ちゃんと説明できるようにしておくということです。

高橋理事長 ありがとうございます。ほかに何か御質問ございませんでしょうか。

フィット・アンド・プロパーの話が、登録拒否要件ということで五ページに書いてあるのですけれども、登録拒否要件にそれが入ったというのは大変よかったです。登録拒否ではなくて、継続中の証券業者あるいは金融商品取引業者がそういう状態になることがありますね。そういう場合のチェックはできるのです

か。

三井 登録拒否要件に該当した者が行政処分の対象になり得ますので、法律上はそういうものは処分の対象になり得るものであります。

質問者 資料八ページの特定投資家、一般投資家のところに関してなんですけれども、一般投資家へ移行可能な特定投資家に関しては、告知しなければいけないという義務があらうかと思うのです。これは毎年、例えば一年に一遍、そういう頻度で、有効期間は原則一年となっているのですけれども、継続して行わなければいけないものなのでしょうか。それが一点目です。

二点目は、外国法人を顧客とする場合、これを特定投資家と見ていいのか、あるいは一般投資家として処理すべきなのかという点なんです。

三井 外国法人については検討中です。告知については法三十四条で、その「契約の種類」につい

て過去に契約をしたことがない場合にのみ要求されています。

高橋理事長 ありがとうございます。ほかに何か御質問ございませんでしょうか。

パブリックコメントがされているわけですが、パブリックコメントというようなことにならないでも、例えば今あったような幾つかの事実の確認のような質問は、例えば市場課にお電話するなり、市場課に行って相談するとか照会するとか、そういうことは可能なんでしょうか。

三井 はい、むしろパブリックコメントの前であつても、御質問があれば金融商品取引法令準備室というのがございますので、そちらに御照会なりしていただければと思います。ボーダーライン上のケースですと、部内でも検討する必要があるということもあるかもしれません。パブリックコメントに対する回答でお示しするというチョイ

スもあります。そういうこともありますので、期限まで待たずにお話をいただければ、むしろパブリックコメントの整理に役に立ちますので、遠慮なくおっしゃっていただければと思います。

高橋理事長 ありがとうございます。

今伺ったようなことでございますので、御質問したい方、まだたくさんいらっしゃるかと思えますけれども、本日はこれで終わりにしたいと思います。

最後に、七月に公布ということで作業をしてもらえるようですけれども、九月頃の施行ということになりますと、準備期間が非常に短いかと思いますが。証券会社にとっては、大きな法律改正でありますので、準備が大変かと思えますので、できるだけその施行との間の期間がとれますように、七月であるにしても、できるだけ早

い公布というものをよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、時間も過ぎておりますので、今日の会合はこれで終わりにしたいと思います。

三井課長、大変お忙しいところをおいでいただきまして、丁寧にご説明いただき、ありがとうございます。

(みつい ひでのり・金融庁総務企画局市場課長)

(本稿は、平成一九年五月一四日に行われた講演会の記録で、文責は当研究所にある。)

〈編集者注〉

当日は、講演に際して、「資料1」から「資料4」までの資料が配布されました。これらの資料は三七頁以下に掲載していますが、「資料4」については、金融庁のホームページに掲載されていますので、そちらをご参照ください。「資料4」関連の金融庁のホームページのURLは下記のとおりです。

資料4 概要集

金融庁平成一九年四月一二日パブリックコメント「金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案等の公表について」より

<http://www.fsa.go.jp/news/18/syouken/20070413-3.html>

三 井 秀 範 氏

略 歴

昭和58. 4	大蔵省入省
昭和63. 4～平成 2. 3	人事院国内研究員(司法修習修了)
平成 2. 6～平成 3. 7	国税庁福岡国税局佐世保税務署長
平成 6. 7～平成11. 6	大蔵省主税局課長補佐
平成11. 6～平成13. 7	米・スタンフォード大(ロースクール卒業 法学修士)
平成13. 7～	金融庁監督局総務課監督企画官
平成14. 1～	金融庁総務企画局総務課管理室長
平成15. 7～	金融庁総務企画局企画課調査室長 兼 法務室長
平成16. 7～	金融庁総務企画局信用制度参事官
平成17. 8～	金融庁総務企画局市場課長

(資料 1)

金融商品取引法制の政令案・内閣府令案等の概要

金融商品取引法の政令・内閣府令案について

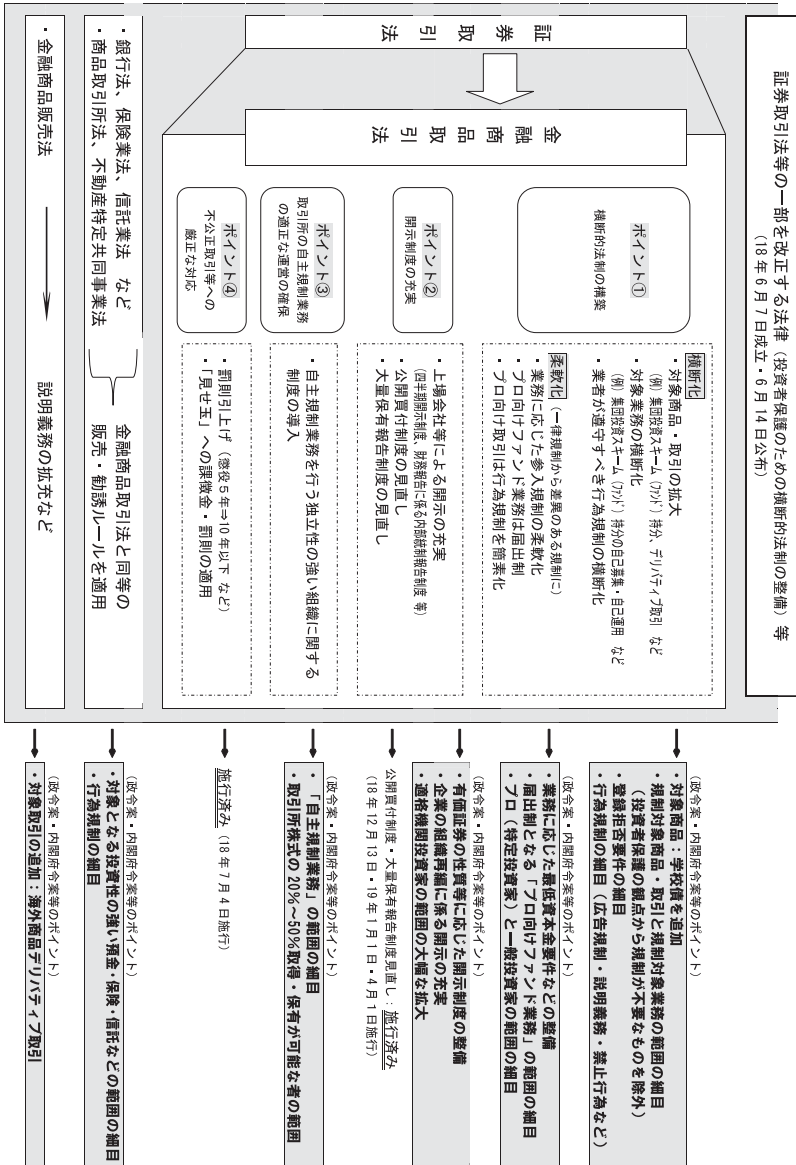
平成 19 年 5 月

金融庁総務企画局

目次

改正の全体像	1
経緯・スケジュール	2
対象商品・取引の拡大	4
対象業務の横断化・業務内容に応じた参入規制の柔軟化	5
集団投資スキームの自己募集・自己運用に関する規制の整備	6
業者が遵守すべき行為規制の整備	7
顧客の属性に応じた行為規制の柔軟化（特定投資家（プロ）と一般投資家との区分）	8
業態を越えた横断的な投資者保護法制の整備	9
取引所の自主規制業務の適正な運営の確保	10
有価証券の性質・流動性に応じた開示制度	11
上場会社による開示の充実	12
集団投資スキーム持分等に係る開示規制	13
組織再編に係る開示規制	14
適格機関投資家の範囲の拡大	15

金融商品取引法の政令・内閣府令案について



17年 12月 金融審議会金融分科会第一部会報告「投資サービス法（仮称）に向けて」（22日）

18年 3月 「証券取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」）案」 } 閣議決定（10日）
「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備等法」）案」 } 国会提出（13日）

5月 衆議院財務金融委員会附帯決議（12日）

6月 参議院財政金融委員会附帯決議（6日）

改正法・整備等法成立（7日）

改正法・整備等法公布（14日）

※「証券取引法施行令の一部を改正する政令」公布（23日）

7月 ⇒ 改正法1条改正（罰則強化、見せ玉への対応）施行（4日）

12月 ※「証券取引法施行令の一部を改正する政令」等公布（8日）

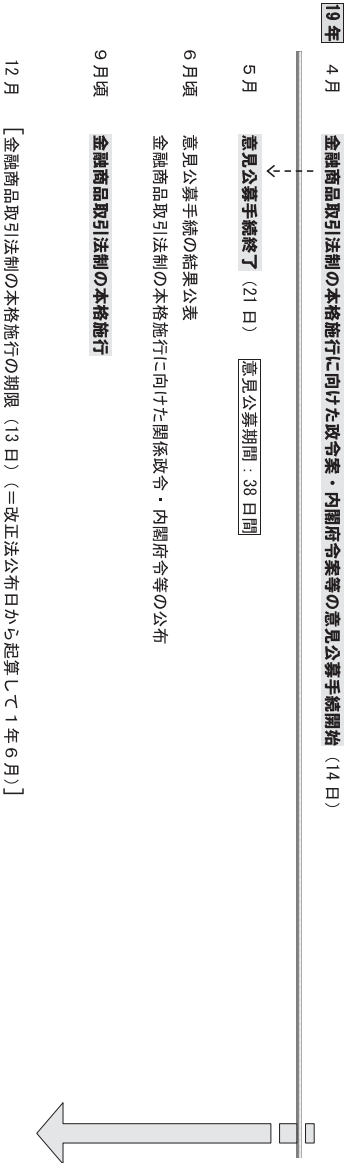
※「発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」公布（12日）

⇒ 改正法2条改正（公開買付け制度の見直し等）施行（13日）

19年 1月 ⇒ 改正法2条改正（大量保有報告制度の見直し（特別報告制度関係等））施行（1日）

4月 ⇒ 改正法2条関係（大量保有報告書の電子報告の義務化）施行（1日）

金融商品取引法制の本格施行に向けた政令案・内閣府令案等の意見公募手続開始（14日）



対象商品・取引の拡大

証券取引法の対象商品・取引	⇒	金融商品取引法の対象商品・取引
・国債 ・地方債 ・社債 ・株式 ・投資信託 ・有価証券デリバティブ取引 など		・国債 ・地方債 ・社債 ・株式 ・投資信託 ・信託受益権全般 ・集団投資スキーム持分 (包括的定義) ・デリバティブ取引 (幅広い定義) など

＜集団投資スキーム持分とは＞
組合契約・匿名組合契約その他いかなる形式によるかを問わず、
① 他者から金銭などの出資・拠出を受け、
② その財産を用いて事業・投資を行い、
③ 当該事業・投資から生じる収益などを出資者に分配する
ような仕組みに関する権利。

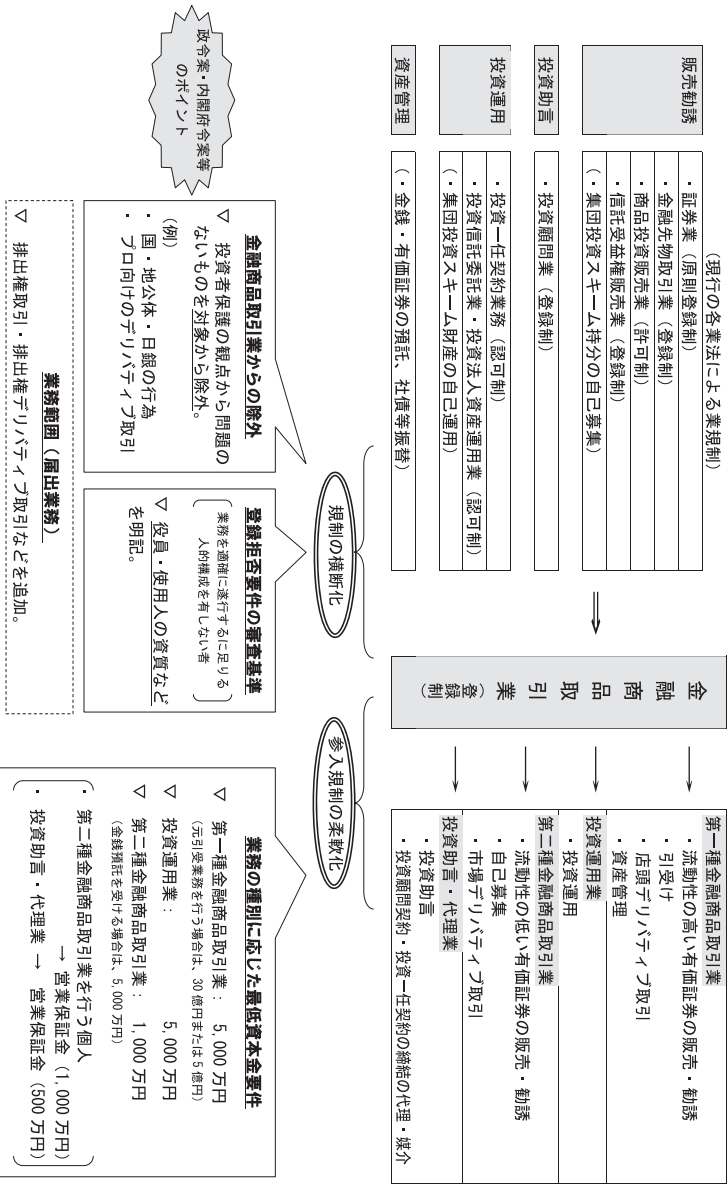
政令案・内閣府令案等のポイント

いわゆる「学校債」
(学校法人に対する貸付債権)
▽ 対象として追加。
① 証券・証書化したもの
② 以下のもの
・ 同一条件・利子付き、かつ、
・ 在校生の父母など以外の者が取得するもの

集団投資スキームの包括的定義
▽ 投資者保護の観点から問題のないものを対象から除外。
(例) ・ 全員関与のもの
・ 保険・共済
・ 各種法人への出資など
(有関連任中間法人を除く)
・ 法律事務所などへの出資

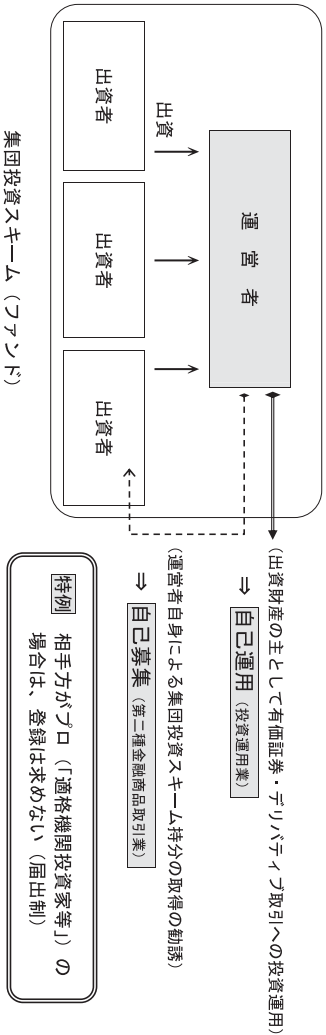
「デリバティブ取引」の範囲
▽ 各種統計 (例えばGDPなど) に基づくデリバティブ取引などを対象として追加。
▽ 投資者保護の観点から問題のないものを対象から除外。
(例) ・ 保険・共済
・ 債務保証

対象業務の横断化・業務内容に応じた参入規制の柔軟化



金融商品取引法の政令・内閣府令案について

集団投資スキームの自己募集・自己運用に関する規制の整備



政令案・内閣府令案等のポイント

運営者が運用権限の全部を外部委託する場合
▽ 投資運用業の登録業者に全部委託をする場合、一定要件の下で、運営者には投資運用業の登録義務を除外。

特例の要件（自己募集・自己運用業務の相手方的人数）
▽ 「1人以上の適格機関投資家」＋「49人以下の一般投資家」
（注）ファンド・オフ・ファンド（FOF）の場合
▽ 投資事業有限責任組合（LPS）および有限責任事業組合（LLP）については、上記の要件で届出制。

業者が遵守すべき行為規制の整備

金融商品取引業者等に適用される
主な販売・勧誘ルール

広告などの規制	書面交付義務（説明義務）
各種禁止行為	損失補てんなどの禁止

政令案・内閣府令案等
のポイント

広告などの規制

- ▽ 多数の者に同様の内容で行う情報提供を幅広く対象化。
(例) 広告、郵便、FAX、電子メール、ビラ・パンフ
レット配布など。
- ▽ 表示方法：「リスクがある旨」などについて、大きな
字で明瞭・正確な表示を義務付け。
- ▽ 表示事項：手数料情報、リスク情報、その他顧客の
不利益となる事実などの表示を義務付け。

契約締結前の書面交付義務など

- ▽ 記載方法：特にリスク情報などについて、分かりや
すい記載を義務付け。
- ▽ 記載事項：取引類型ごとに規定。
- ▽ 投資者保護の観点から問題のない場合は、書面交付義
務を適用除外。
(例) 過去に書面交付している場合 など

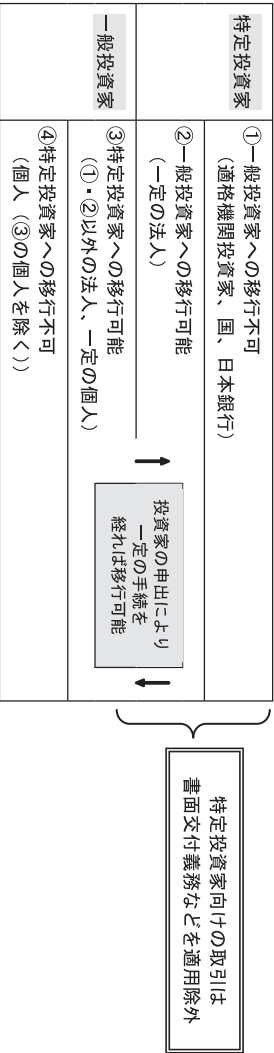
各種禁止行為

- ▽ 不招請勧誘の禁止：店頭金融先物取引に適用。
- ▽ 勧誘受諾意思確認義務・再勧誘の禁止：
金融先物取引全般に適用。
- ▽ 契約締結前交付書面などの交付に際し、リスク情報など
について顧客に理解されるために必要な方法及び程度に
よる説明をしないことを禁止。

損失補てんなどの禁止

- ▽ 業者が顧客に対し「事故による損失の補てん」を行う
際に行政の確認を要しない場合として、以下を追加。
 - ・ 認定投資者保護団体
 - ・ 弁護士会仲裁センター
 - ・ 国民生活センター
 - ・ 地方公共団体
- ・ 一定の要件の下で弁護士が顧客を代理して行う和解
(140万円以下の場合)。

顧客の属性に応じた行為規制の柔軟化（特定投資家（プロ）と一般投資家との区分）



政令案・内閣府令案等
のポイント

「一般投資家」への移行可能な特定投資家の範囲

- ▽ 地方公共団体
- ▽ 政府系機関
- ▽ 上場会社
- ▽ 資本金の額が5億円以上の株式会社 など

「特定投資家」への移行可能な個人の範囲

- ▽ 1年以上の取引経験があり、取引状況などから合理的に判断して
純資産額3億円以上
・ 投資性のある金融資産3億円以上
と見込まれる個人
任意組合・匿名組合などの運営者である個人
(出資合計額3億円以上の組合、全組合員の同意取得が要件)

「一般投資家」「特定投資家」間の移行の手続き

- ▽ 移行の単位（契約の種類）、移行の有効期間の特例 など

業態を越えた横断的な投資者保護法制の整備

以下の商品・取引には

金融商品取引法と同等の販売・勧誘ルールを適用

投資性の強い
預金・保険・信託
に対する規制の
横断化

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・投資性の強い預金など（銀行法など） ・投資性の強い保険など（保険業法など） ・投資性の強い信託（信託業法） | <ul style="list-style-type: none"> ・商品先物取引（商品取引所法） ・不動産特定共同事業（不動産特定共同事業法） |
|--|---|

対象となる商品の範囲

- ▽ 外貨預金、デリバティブ預金、通貨オプション組入型預金
- ▽ 変額保険・年金、外貨建て保険・年金、解約返戻金変動型保険・年金
- ▽ 公益信託、元本補てん型信託等、管理型信託、物・権利の管理・処分信託以外の信託

認定投資者保護
団体制度の整備

- 民間団体が行う苦情解決・あっせん業務を行政が認定
⇒ 当該団体の業務について、一定の信頼性を確保
- | | |
|----------------|---|
| 認定業務の
対象事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該団体の構成員である金融商品取引業者等 ・ 対象となる旨の同意を得た金融商品取引業者等 ・ その他の業者 |
|----------------|---|

認定投資者保護団体の対象事業者の範囲

- ▽ 業態を越えて、投資性の強い金融商品を取り扱う業者を幅広く指定（例）銀行、保険会社、信託会社 など

金融商品販売法
の拡充

民法の損害賠償請求の原則 金融商品販売法による特例

【①～④を被害者が立証する必要】 【被害者は②～④の立証不要】

- | | |
|-------|--------|
| ①違法行為 | ②故意・過失 |
|-------|--------|
- 金融商品（預金・保険・有価証券など）
の販売時の説明義務
断定的判断の提供等の禁止

- ▽ 「金融商品販売法」の対象取引の拡大
- ▽ 海外商品デリバティブ取引を追加指定

特定投資家（プロ）に対する説明義務の除外

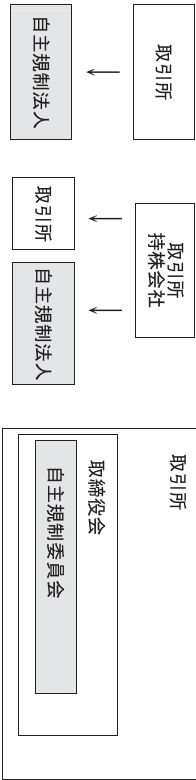
拡充

（説明義務・禁止違反（①に相当））

- | | |
|------|------------------------------|
| ③損害額 | 業者に損害賠償責任
（元本・元金額≠損害額）と推定 |
|------|------------------------------|

政令案・内閣府令案等
のポイント

取引所の自主規制業務の適正な運営の確保



政令案・内閣府令案等のポイント

自主規制業務の範囲

▽ 上場・上場廃止業務（法定）

▽ 会員等の調査（法定）

▽ 売買審査

▽ 会員等の資格審査

▽ 会員等の処分等業務

▽ 開示情報の審査・上場会社等の処分等業務

▽ 上記業務に係る規則の作成・改廃 など

（注）上場・上場廃止基準や会員等の資格基準の作成・改廃は、取引所の業務。

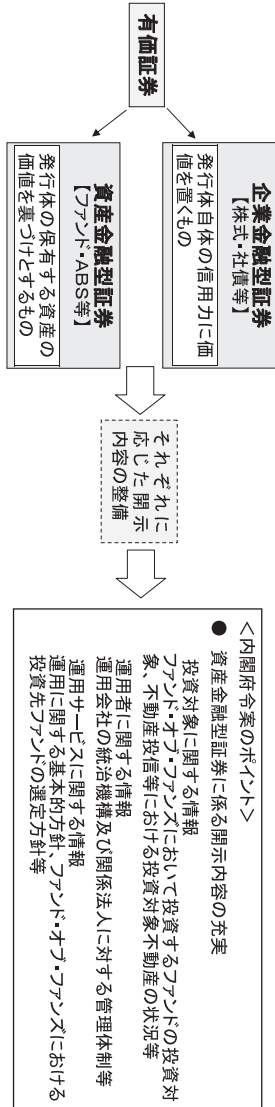
取引所の主要株主規制

▽ 当局の認可を受けて、株式会社形態の取引所の議決権の20%以上（50%以下）を取得できる者として、地方公共団体を指定。

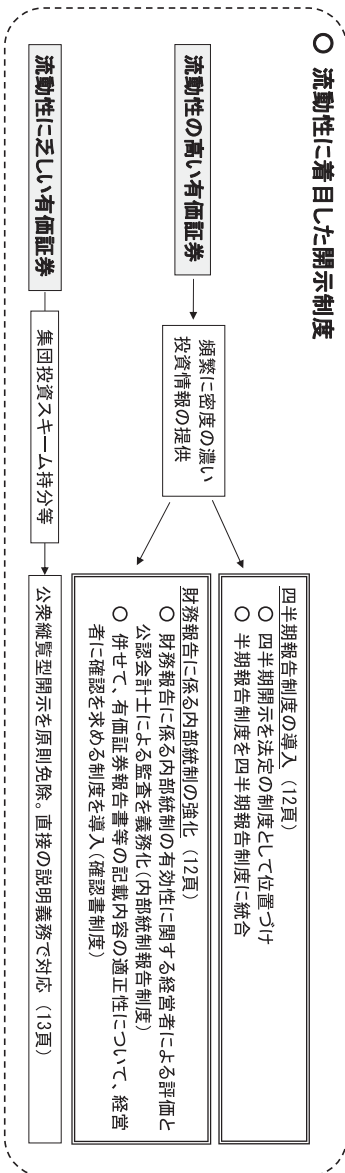
証券取引法		⇒	金融商品取引法	
50%超	原則 取得・保有不可		原則 取得・保有不可	
20%以上 50%以下	取得・保有可 （認可事項）		取得・保有可 （認可事項）	
20%未満	取得・保有可		取得・保有可	

有価証券の性質・流動性に応じた開示制度

○ 性質に着目した開示制度



○ 流動性に着目した開示制度



上場会社による開示の充実

○ 四半期報告制度の導入

適時かつ迅速な企業業績等に係る情報の開示を確保するため、「四半期報告書」の提出を義務づけ

＜改定案のポイント＞

- 対象会社： 証券の上場会社（優先出資証券を上場する協同組織金融機関を含む）
 - 提出： 四半期終了後45日以内（銀行、保険会社の第2四半期報告書については60日以内）
- （注）銀行、保険会社の第2四半期報告書については、四半期連結財務諸表に加え、単体の四半期財務諸表の記載を義務づけ

○ 財務報告に係る内部統制の強化

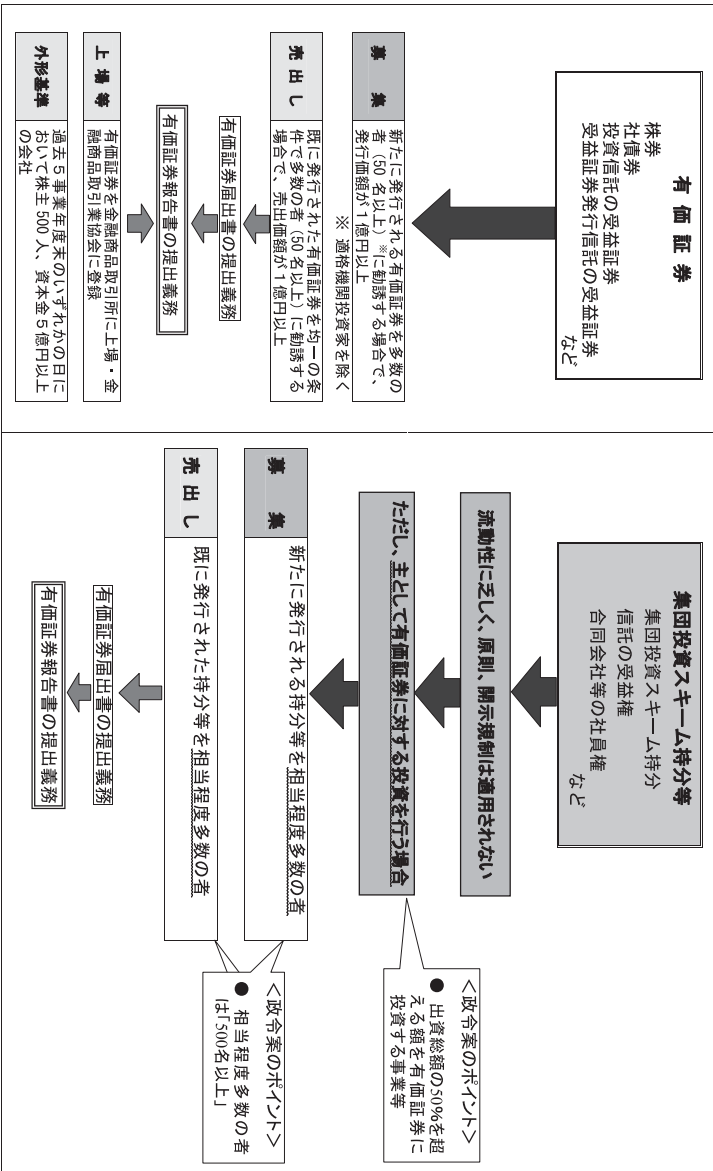
- 財務報告に関する内部統制の有効性を評価する「内部統制報告書」の提出を義務づけ
- 有価証券報告書等の記載内容が法令に基づき適正である旨の「確認書」の提出を義務づけ

＜改定案のポイント＞

- 対象会社： 証券の上場会社（優先出資証券を上場する協同組織金融機関を含む）
 - 提出： 内部統制報告書は、有価証券報告書と併せて提出
- 確認書は、有価証券報告書、四半期報告書と併せて提出

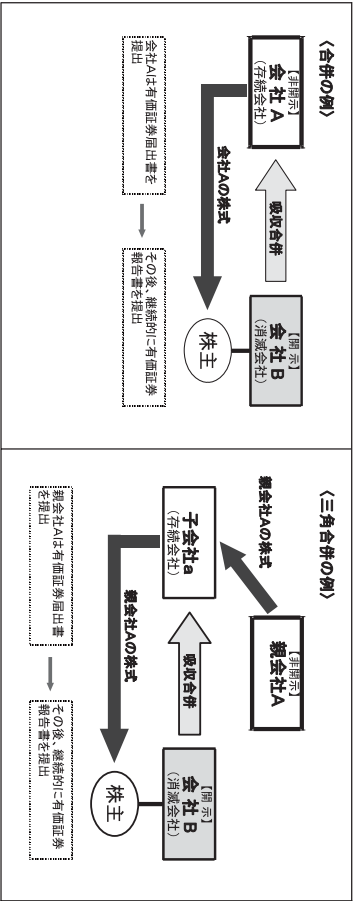
（注）これらの報告書等に係る用語、様式、作成方法等については、別途、内閣府令により手当て（後刻、パブリックコメント）

集団投資スキーム持分等に係る開示規制



組織再編に係る開示規制

○ 合併等の組織再編により、消滅会社の株主に存続会社等の有価証券が交付される場合、
① 消滅会社が開示会社であり、
② 消滅会社の株主に交付される有価証券について開示が行われていない
ときには、当該有価証券の発行会社に開示義務



＜取次案・内閣府命令案のポイント＞

- 組織再編に係る有価証券面出書を新設、通常の有価証券面出書の記載内容に加え、次の情報を記載
- ① 組織再編契約の内容、組織再編手続に関する情報
- ② 組織再編対象会社に開示する情報（三角合併の場合は、親会社及び子会社に関する情報）
- ③ 組織再編後の財務情報 など

(注) 発行会社（会社A・親会社A）が開示会社の場合には、組織再編に係る臨時報告書において同様の内容を開示

適格機関投資家の範囲の拡大

「適格機関投資家」：有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者

＜現行の適格機関投資家の範囲＞

- 銀行、証券会社、保険会社、信用金庫、信用組合、農協等の金融機関
- 有価証券報告書提出会社（有価証券投資額 100 億円以上。届出制）
- 投資事業有限責任組合
- 厚生年金基金
- 外国政府、外国の金融機関
- 等



プロ私募

新たに発行される有価証券を「適格機関投資家」のみに勧誘する場合、開示規制を免除

＜内閣府合案のポイント＞

- 会社について、有価証券報告書提出の要件を撤廃、有価証券残高基準を100億円から10億円に引下げ
 - その他の法人・個人についても対象に追加（届出制）
 - 法人（有価証券残高10億円以上）
 - 個人（有価証券残高10億円以上、かつ、口座開設後1年経過）
 - 民法組合等の業務執行者である法人・個人（当該組合の有価証券残高10億円以上、かつ、他の組合員の同意）
 - 運用型信託会社（届出制）等を対象に追加
- 信用組合は、届出を行ったものに限定

総合的な監督指針の概要

監督上の評価項目と諸手続

共通項目

1. 法令遵守態勢
2. 勧誘・説明態勢
 - 広告等の規制
 - ・重要事項(手数料情報、リスク情報等)の明示
 - ・「リスクがある旨」などについて大きな字で明瞭・正確な表示
 - ・誇大広告(断定的判断や利回り・損失保証と誤解させる表示等)をしていないか
 - ・広告審査体制
 - 顧客に対する説明態勢(セミナー等での説明を含む)
 - ・適合性原則を踏まえた説明態勢の整備
3. 顧客情報の管理
4. 本人確認、疑わしい取引の届出義務
 - ・本人確認や「疑わしい取引の届出」を的確に実施するための態勢整備
5. 事務リスク管理態勢
6. システムリスク管理態勢
7. 危機管理態勢
8. 金融商品仲介業者の法令違反の防止措置
9. 企業の社会的責任(CSR)についての情報開示等

第一種金融商品取引業

1. 経営管理

- 役員の適格性、業務を適確に遂行する人的構成
- ・役員についての欠格事由等
- ・役職員に関する知識・経験、暴力団との関係、禁錮以上の刑(詐欺罪等)を踏まえて、人的構成の適格性を検討

【Fit & Proper原則】

2. 財務の健全性等

- 自己資本規制比率の正確性等

3. 業務の適切性

- 有価証券関連業及び店頭デリバティブ取引業に係る業務の適切性

4. 市場仲介機能等の適切な発揮

- 市場仲介者のオペレーションの信頼性向上
- 発行体・投資家へのチェック機能の発揮
- 市場プレイヤーとしての自己規律の維持

5. 登録

- 登録時の人的構成についての検証

6. 承認及び届出等

投資運用業

1. 経営管理

【Fit & Proper原則】

2. 業務の適切性

- 投資一任業に係る業務の適切性
 - ・業務執行態勢
 - ・誇大広告の禁止等
- 投信委託業等に係る業務の適切性
- ファンド運用業に係る業務の適切性
- 不動産ファンド運用業の特に留意すべき事項
 - ・不動産のデューデリジェンス態勢の適切性
 - ・利益相反防止態勢
- 投資法人の業務の適切性
 - ・役員会が形骸化していないか等

3. 登録

- 登録時の人的構成についての検証

投資助言・代理業

1. 経営管理

2. 業務の適切性

- 誇大広告の禁止
- クーリングオフ
- 兼業業務に係る優越的地位の濫用防止

3. 登録

第二種金融商品取引業

1. 経営管理

【Fit & Proper原則】

2. 業務の適切性

- ファンドに関する説明義務に係る留意事項
- ・ファンドに関するスキーム、事業の概要についての説明がなされているか(マルチ商法やねずみ講まがいに注意)
- 市場デリバティブ取引業に係る業務の適切性

3. 登録

- 登録時の人的構成についての検証

適格機関投資家等特例業務

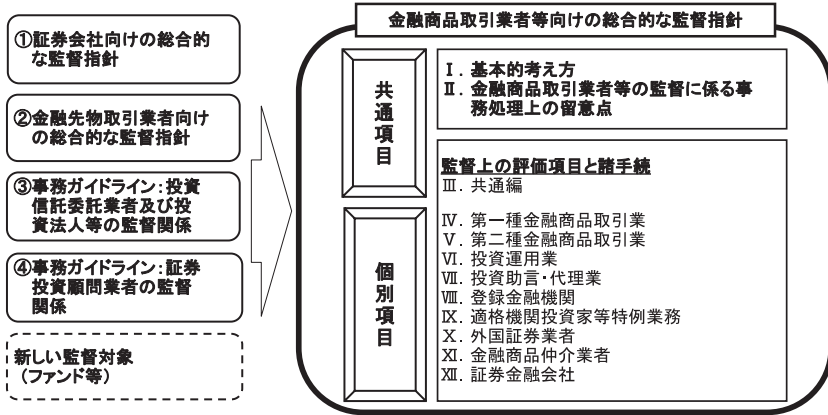
業務の適切性

- 勧誘説明態勢
 - ・虚偽の表示・説明の禁止
- ファンド運用業者へのモニタリング調査
 - ・ファンド名
 - ・ファンドの類型
 - ・運用財産総額

(資料 2)

金融商品取引業者等向けの

従来の業態別の監督指針から金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針へ



基本的考え方

目的

- 金融商品取引業の健全・適切な業務運営確保
- 公正な金融商品等の取引や有価証券の円滑な流通等の確保
- 市場仲介機能等の適切な発揮を通じ、資本市場機能の十全な発揮・公正な価格形成等を確保
- 国民経済の健全な発展・投資者の保護

趣旨

金融商品取引法制の下で、多様化している金融業者等に対し、監督上の対応を的確に行うことで「貯蓄から投資へ」の動きを加速し、以下の四つの効果を通じ、我が国金融システムの安定と内外の市場参加者にとって魅力ある市場の実現、企業の成長、及び経済発展に資する。

1. 強靱で高度なリスクシェアリング能力を有する金融システムの実現(間接金融中心の金融システムの脆弱性回避)
2. リスクマネーの円滑な供給とインベーションの促進
3. 厚みのある市場の実現による資本の効率性・企業の収益性の向上
4. 多様な運用手段の提供による多彩で豊かな社会の実現

金融商品取引業者等に係る事務処理上の留意点

1. 一般的な監督事務
2. 監督部局間・検査部局との連携
3. 自主規制機関との連携
⇒情報交換等を通じた問題意識等の共有
金融業者からの暴力団等の排除に関する協力

4. 法令解釈等外部からの照会への対応
5. 行政処分を行う際の留意点
⇒業務改善命令、停止命令等の処分を検討する際には、行為の重大性・悪質性、行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性を勘案すること

(資料3)

参 考 資 料

目次

I. 今回公表する政令・内閣府令案等の全体像	1
II. 有価証券・デリバティブ取引の定義	3
III. 金融商品取引業の定義・参入規制	5
IV. 集団投資スキームの自己運用	7
V. 金融商品取引業者等の行為規制（販売・勧誘ルール）	8
VI. 金融商品取引業者等のその他の行為規制	11
VII. 特定投資家制度	12
VIII. 銀行法・保険業法・信託業法	13
IX. 金融商品取引業協会・認定投資者保護団体	14
X. 金融商品取引所（自主規制業務等）	15

計 122

- ⇒ これらを一括して整備する「整備政令案」を公表。
- ⇒ 全 9 本の内閣府令案を公表。
- ⇒ 全 14 本の共管命令案を公表。

—

金融商品取引法の政令・内閣府令案について

今回公表する9本の内閣府令案	今回公表する14本の共済命令案
- 金融商品取引業者等に関する内閣府令案（原稿）【新設】 金融商品取引法3章（金融商品取引業者等）・3条の2（金融商品仲介業者）の規定の委任を受けて所定の事項を定めるための内閣府令案（あわせて、8本の内閣府令を廃止し、1本の内閣府令を改正） - 金融商品取引業協会に関する内閣府令案（原稿）【新設】 金融商品取引法4章（金融商品取引業協会）の規定の委任を受けて所定の事項を定めるための内閣府令案（あわせて、2本の内閣府令を廃止） - 金融商品取引所等に関する内閣府令案（原稿）【新設】 金融商品取引法5章（金融商品取引所）・5条の2（外国金融商品取引所）の規定等の委任を受けて所定の事項を定めるための内閣府令案（あわせて、3本の内閣府令を廃止） - 有価証券の取引等に関する内閣府令案（原稿）【新設】 金融商品取引法6章（有価証券の取引等に関する機関）の規定等の委任を受けて所定の事項を定めるための内閣府令案（あわせて、7本の内閣府令を廃止） - 証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令案（原稿） 「証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令」をはじめとする、証券取引法（金融商品取引法）関係の6本の内閣府令の改正案（あわせて、3本の内閣府令を廃止） - 企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令案（原稿） 「企業内容等の開示に関する内閣府令」をはじめとする、証券取引法（金融商品取引法）の開示制度関係の4本の内閣府令の改正案（あわせて、1本の内閣府令を廃止） - 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令案（原稿） 「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」及び「資産の流動性に関する法律施行規則」をはじめとする、投資信託及び投資法人に関する法律及び資産の流動化に関する法制関係の10本の内閣府令の改正案。 - 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則等を廃止する内閣府令案（原稿） 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則」をはじめとする5本の内閣府令の廃止案。 - 銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令案（原稿） 「銀行法施行規則」「保険業法施行規則」及び「信託業法施行規則」をはじめとする14本の内閣府令の改正案。	- 金融機関等による機関等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案（原稿） 1本の内閣府・総務省・法務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省共済命令の改正案。 - 金融商品取引消費者営業保証金規程案（原稿）【新設】 金融商品取引法31条の2（営業保証金）の規定の委任を受けて所定の事項を定めるための内閣府・法務省共済命令案。 - 投資顧問業営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金の廃止等に関する命令案（原稿） 2本の内閣府・法務省共済命令を廃止するとともに、営業保証金の規定の手續に係る事項を定めるための命令案（あわせて、1本の命令を廃止） - 破産手続開始の届出の方法等に関する命令等の一部を改正する命令案（原稿） 3本の内閣府・法務省共済命令の改正案。 - 特別清算手続開始の監督に関する命令の一部を改正する命令案（原稿） 1本の内閣府・法務省・財務省共済命令の改正案。 - 投資者保護基金に関する命令等の一部を改正する命令案（原稿） 「投資者保護基金に関する命令」をはじめとする2本の内閣府・財務省共済命令の改正案。 - 中・小企業等同組合法施行規則の一部を改正する命令案（原稿） 1本の内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省共済命令の改正案。 - 労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令案（原稿） 3本の内閣府・厚生労働省共済命令の改正案。 - 農業協同組合及び農業協同組合会の利用事業に関する命令等の一部を改正する命令案（原稿） 5本の内閣府・農林水産省共済命令の改正案。 - 商品投資に係る事業の規制に関する法律第三十七条において準用する同法第三十条第一項の規定による立入検査をする機関の構成等自身を告示証明書の様式を定める命令案（原稿）【新設】 商品投資に関する事業の規制に関する法律37条において準用する同法30条1項の規定に関する内閣府・農林水産省・経済産業省共済命令案。 - 商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令を廃止する命令案（原稿） 1本の内閣府・農林水産省・経済産業省共済命令の廃止案。 - 商品投資契約に基づいて出資された財産の分別管理に関する命令案（原稿）【新設】 商品投資に係る事業の規制に関する法律34条の規定の委任を受けて所定の事項を定めるための内閣府・経済産業省共済命令案。 - 商品投資販売業者の業制に関する命令を廃止する命令案（原稿） 1本の内閣府・経済産業省共済命令の廃止案。 - 不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令案（原稿） 1本の内閣府・国土交通省共済命令の改正案。

II. 有価証券・デリバティブ取引の定義

① 「有価証券」の定義

いわゆる学校債

集団投資スキーム持分
(定義からの除外)

- 2条1項有価証券（流動性の高い有価証券）として指定するもの
⇒ 学校法人等を債務者とする金銭債権（指名債権でないもの）であって、償還方法等の事項を表示する証券・証書
- 2条2項各号権利（流動性の低いみなし有価証券）として指定するもの
⇒ 学校法人等に対する貸付けに係る債権
 - ・ 利率等が同一で、複数の者が行う貸付け（無利子貸付けを除く）
 - ・ 利害関係者（在校生・父母・卒業生等）以外の者が行う貸付け、又は利害関係者以外の者に債権譲渡しうる貸付け

- 出資者全員が関与しているものとして定義から除外するものの要件： 以下のいずれにも該当すること
 - ・ 出資対象事業に係る業務執行の決定について全出資者の同意を要すること（契約等で「全出資者の同意不要」の定めをする場合 → 業務執行の決定について全出資者の意思表示を要するもの）
 - ・ 全出資者が、①出資対象事業に常時従事し、又は②特に専門的な能力であって出資対象事業の継続の上で欠くことができないものを発揮して出資対象事業に従事していること
- その他、個別に定義から除外するもの
 - ・ 保険・共済契約に係る権利
 - ・ 国内法人（有限責任中間法人を除く。）への出資等に係る権利
 - ・ 分収林契約に係る権利
 - ・ 弁護士・公認会計士・税理士等の業務を出資対象事業とする組合契約に基づく権利
 - ・ 従業員持株会契約等に基づく権利

② デリバティブ取引の定義

適用除外	● 預金に組み入れられた通貨オプション取引（→「特定預金等」として、銀行法で同等の行為規制を適用） ● 保険・共済契約 ● 債務保証契約 ● 損害担保契約 （いずれも、形式的にはクレジット・デリバティブ取引の定義に該当しうるもの）
金融商品 ・ 金融指標	● デリバティブ取引の原資産（「金融商品」）は、追加指定しない。 ● デリバティブ取引の参照指標（「金融指標」）として、以下を追加。⇒ <u>これらに基づくデリバティブ取引を規制対象化。</u> ・ 気象予などか発案する各種観測の成果に係る数値（地象・地動など） ・ 各種統計（国民経済計算、統計法上の統計調査）の数値など
クレジット・ デリバティブ	● 支払事由（クレジット・イベント）として、以下を追加。⇒ <u>これらを支払事由とする取引を規制対象化。</u> ・ 法人でない者の信用状態に係る事由 ・ 異常な自然現象（豪雨・豪雪・地震・津波など） ・ 戦争、革命、内乱、暴動 外国政府・外国の地方公共団体などが実施する為替取引制限・停止、私人の債務の支払猶予・免除及び債務不履行宣言

Ⅲ. 金融商品取引業の定義・参入規制

① 「金融商品取引業」の定義

適用除外行為	● 国・地方公共団体・日本銀行の行為 (注) 政策金融機関については、新機関への移行までの経過措置として登録義務を適用除外（行為規制をみなし適用）。 ● 運用業登録業者が、関係外国運用会社の委託を受けて行う取引所取引の委託の媒介・取次ぎ・代理 ● 「プロ顧客」向けのデリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引を除く。） ● 勧誘をすることなく業者の代理・媒介により行う信託受益権の販売 ● 投資一任契約に係る業務のうち、関係外国証券業者との間のいわゆる取引一任契約に基づき行う取引など ● 商品ファンドスキームの一部、競走用馬ファンドスキームの一部 ● 有価証券等管理業務のうち、信託受益権・集団投資スキームの募集・私算の取扱いに際して金銭の預託を受けること（特定有価証券等管理行為） ● 有価証券等管理業務のうち、外国の口座管理機関が行う社債等の振替 など 「プロ顧客」の定義を厳格化 ・最低資本金要件 3,000万円（現行金融先物取引法） → 10億円 第二種金融商品取引業の 最低資本金要件を加重 1,000万円 → 5,000万円
対象業務の追加	● その自己募集が規制対象となる有価証券として、信託型の商品ファンド特分を追加。 ● 金融商品取引業の定義に、投資信託受益証券の転売を目的としない買取り等を追加。
外国証券業者の特例	● 外国証券業者（国内で登録を受けていない者）が行える有価証券関連業として、新たに、以下の行為を追加。 ・ 勧誘をすることなく、 ・ 国内の者の注文を受けて、又は国内証券会社の代理・媒介により、 ・ 国内の者を相手方として行う取引等 （有価証券関連店頭デリバティブ取引等は、「プロ顧客」が相手方であるものに限る。）

② 参入規制

人的構成要件
の審査基準

- 役員・使用人の資質要件
『業務に関する十分な知識・経験を有する役員・使用人の確保状況及び組織体制に照らして、業務を適切に遂行することとができないと認められること』
『役員・使用人のうちに、経歴、暴力団・暴力団員との関係その他の事情に照らして業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められること』
- 競走用馬フアンダ業務： 現行の「愛馬会法人」「ウマフ法人」形態での参入のみを容認。
- 不動産信託受益権を投資対象とする投資運用業： 不動産取引に関する要件を加重（告示）。

最低資本金要件

● 第一種金融商品取引業 株式会社要件	5,000万円
・ 元引受業務（主幹会社）を行う場合	30億円
・ 元引受業務（それ以外）を行う場合	5億円
● 投資運用業 株式会社要件	5,000万円
● 第二種金融商品取引業（法人の場合）	1,000万円
・ 金銭の預託を受ける場合（特定有価証券等管理行為）	5,000万円

（参考）私設取引システム運営業務（認可制）は、3億円

営業保証金

● 第二種金融商品取引業（個人の場合）	1,000万円
・ 金銭の預託を受ける場合（特定有価証券等管理行為）	5,000万円
● 投資助言・代理業のみを行う者	500万円

③ 業務範囲（届出業務） ⇒ 以下を追加

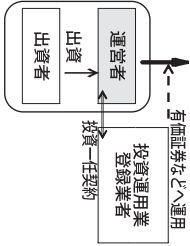
排出権取引・排出権デリバティブ取引

信託銀行の遺言執行・遺産整理契約の締結の媒介

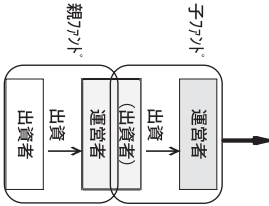
不動産の管理業務

N. 集団投資スキームの自己運用

①ファンド運営者が運用権限の全部を外部委託する場合



②ファンド・オブ・ファンズ（FOF）の場合



- 以下の要件の下で、ファンド運営者の投資運用業登録義務を適用除外。

- ・ 運営者が、運用権限の全部を委託するため、投資運用業登録業者と投資一任契約を締結。
- ・ 当該投資一任契約などにおいて、当該登録業者が出資者に忠実義務・善管注意義務を負う旨を明記。
- ・ 運営者による集団投資スキーム財産の分別管理を、当該登録業者が監督。
- ・ 当該登録業者があらかじめ運営者に関する所要の事項を当局に届出。

- 親ファンドの出資者に1人でも一般投資家がいる場合

→ 原則として、ファンドの運営者には、適格機関投資家等特別業務の特例（届出制）を適用しない。

例外

- 親ファンドが投資事業有限責任組合（LPS）・有限責任事業組合（LLP）である場合
⇒ 親ファンド・子ファンドの出資者を合わせて人数要件（適格機関投資家＋49人以下の一般投資家）を満たせば、子ファンド運営者に届出制の特例を適用。
- 親ファンド・子ファンドの運営者が同一の場合
⇒ 親ファンド・子ファンドの出資者を合わせて人数要件（適格機関投資家＋49人以下の一般投資家）を満たせば、運営者に当該特例を適用。
- 2層構造不動産ファンドの場合
【親・子ファンドとも匿名組合、子ファンド出資者は1の親ファンド運営者に限定、子ファンドの投資対象は不動産信託受益権に限定。
⇒ 親ファンド運営者があらかじめ子ファンド運営者に関する所要の事項を当局に届け出ることなどの一定要件の下で、子ファンド運営者の投資運用業登録義務を除外。

V. 金融商品取引業者等の行為規制（販売・勧誘ルール）

① 広告等の規制

規制対象行為

広告のほか、郵便、FAX、電子メール又はビラ・パンフ
レット配布など、多数の者に同様の内容で行う情報提供
（注：ウェブページによる情報提供は「広告」そのもの）

表示方法

- ・明瞭かつ正確に表示。
- ・リスク情報は、最も大きな文字・数字と著しく異なら
ない大きさで表示。

表示事項

- ・手数料等の情報
→ いかなる名称によるかを問わず支払うべき対価（有価証券の価格・保証金の額
等を除く）の合計額又は計算方法、その有価証券の価格等に対する割合
- ・保証金等の情報
- ・取引額が保証金等の額を上回る可能性がある場合の情報（その旨、比率）
- ・金利等の指標の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがある場合の情報
（その旨、原因となる指標、理由）
- ・当該損失額が保証金等の額を上回るリスクがある場合の情報
（その旨、原因となる指標、理由）
- ・その他重要事項について顧客の不利益となる事実 など

② 契約締結前の書面交付義務

記載方法

- ・特に重要事項は、最初に平易に記載。
- ・次に、リスク情報等を枠内に12ポイント以上で明瞭・正確に記載。
- ・他の事項は、8ポイント以上で明瞭・正確に記載。

表示事項

- ・共通記載事項
（よく読むべき旨、リスク情報、業者の概要・連絡方法 など）
- ・各商品・取引の特性に応じ、記載事項を追加。

適用除外

- ・上場有価証券の取引にあつては、過去1年以内に「上場有価証券等書面」を交付している場合
 - ・過去1年以内に同一内容契約につき書面を交付している場合 など
 - ・目論見書（記載事項の全てが記載されているものに限る。）を交付している場合 など
- （注）施行時の経過措置を整備（施行前の交付可。施行後3月以内の交付可。）

③ 契約締結時等の書面交付義務

- 各商品・取引の特性に応じ、記載事項を規定。
- 取引残高報告書の作成・交付義務を明記し、その対象範囲を拡大。

④ 書面による解除（クーリング・オフ）

- 投資顧問契約を対象化。

⑤ 禁止行為

不招請勧誘の禁止	⇒ 店頭金融先物取引を対象化 (注1) 継続的関係にある顧客への勧誘、貿易会社等の為替リスクヘッジ目的の勧誘は適用除外（現行金先法令と同内容）。 (注2) 消滅防止のため、「勧誘目的をあらかじめ明示しないで顧客を集めて当該契約の締結を勧誘する行為」を禁止。
勧誘受諾意思確認義務 ・再勧誘の禁止	⇒ 金融先物取引を対象化 (注) 「顧客があらかじめ契約締結しない旨の意思（勧誘を受けることを希望しない旨の意思）を表示したにもかかわらず、当該契約の締結を勧誘する行為」についても禁止。
説明義務の実質化	● 契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書（契約締結前書面交付義務を除外する場合）の交付。 ⇒ 「リスク情報などについて、顧客の知識・経験・財産の状況及び契約締結の目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法・程度による説明をしないこと」を禁止。
その他	● 証券会社による相場操縦行為への関与の禁止規定の強化（VWAP（出来高加重平均値）・出来高の追加）。 ● 迷惑時間勧誘の禁止（振当証券・商品フランド・金融先物取引に限る）。

⑥ 損失補てん等の禁止

- 当局による事故確認を要しない場合：新たに、以下を追加。

- ・ 認定投資者保護団体のあつせんによる和解が成立している場合。
- ・ 弁護士会仲裁センターのあつせんによる和解が成立している場合。
- ・ 地方公共団体又は独立行政法人国民生活センターのあつせんによる和解が成立している場合。
- ・ 弁護士が顧客を代理して和解手続を行って和解が成立している場合。

(要件) 和解金額が140万円以下。(簡易裁判所の訴額の上限)
弁護士が、事故による損失補てんであることを調査・確認したことを証する書面を業者に交付していること。

⑦ 該当してはならない業務運営状況

- 「有価証券の元引受けを行う場合において、発行者の財務状況・経営成績等の適切な審査を行っていないと認められる状況」の追加 など

Ⅵ. 金融商品取引業者等のその他の行為規制

① 投資運用行為規制

禁止行為	● 運用財産相互間取引の禁止の例外 ・ 双方の運用財産の運用方針・運用財産額・市場の状況に照らして必要かつ合理的と認められる取引、かつ、合理的な価額により行う上場有価証券の売買その他一定の取引 ・ 個別取引ごとに双方の運用財産の全権利者に取引の内容・理由を説明して同意を得たもの、かつ、合理的な価額により行う取引 ● 公募型投資信託の運用財産についてリスケが純資産額を超える場合における、デリバティブ取引の禁止。 ● 運用権限の委託先による全部再委託、再委託先による再々委託の禁止。（一部再委託は容認。）
運用報告書交付義務	● 上場投資信託（ＥＴＦ）は、運用報告書交付義務を適用除外。 ● MRFは、運用報告書交付義務を適用除外。MMFは、運用報告書交付義務の交付頻度を緩和（６月ごと→年１回）。
外国投資信託等の届出義務の除外	● 国内取引所に上場される外国投資信託は、届出義務を適用除外。 ● 海外取引所に上場されている株価指数連動型ＥＴＦの売買の仲介や機関投資家との売買は、届出義務を適用除外。

② 弊害防止措置

信用供与条件取引の禁止	● 例外として、累積投資契約のクレジットカード決済（２月以内の一括払い、信用供与額 10万円以下）の容認。
親・子法人等間取引の制限	● 「親法人等」「子法人等」の定義見直し（財務諸表規則ベース（実質支配力基準）に統一） ● 内部管理業務のための非公開情報授受（承認制）の対象に、親・子法人等である信託会社・貸金業者を追加。 ● 親・子法人等の発行有価証券の引受け主幹事会社となることの禁止の緩和。 → 例外として、一定の流動性が確保されている既上場株式の増資について容認。

VII. 特定投資家制度

①「選択により一般投資家に移行可能な特定投資家」	②「選択により特定投資家に移行可能な個人」
・地方公共団体 ・特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人 ・投資者保護基金 ・預金保険機構 ・農水産業協同組合貯金保険機構 ・保険契約者保護機構 ・外国政府、外国の中央銀行、日本国が加盟している国際機関その他外国の法令上前各号に掲げる者に相当する者 ・金融商品取引所に上場されている株券の発行者である会社 ・資本金の額が５億円以上の株式会社	匿名組合の営業者 ・ 民法組合の業務執行組合員 ・ 有限責任事業組合の重要な業務の執行の決定に関与し、自ら執行する組合員 (要件) ・ 出資の合計額が３億円以上 ・ 移行の申出について全構成員の同意を得ていること 以下の要件を満たすもの ・ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日の純資産額が３億円以上と見込まれること。 ・ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日の投資資産（有価証券、デリバティブ取引に係る権利、特定預金等、特定保険契約・特定共済契約に係る保険金等に係る権利、特定信託契約に係る信託受益権、不動産特定共同事業契約に基づく権利、商品先物取引に係る権利）の合計額が３億円以上と見込まれること。 ・ 最初に契約を締結してから１年以上経過していること

③ 移行の手続等

・ 移行の単位（「契約の種類」）	・ ４種類（有価証券関係、デリバティブ取引関係、投資顧問契約関係、投資一任契約関係）。
・ 移行の期間	・ 原則１年間。ただし、適切な方法で公表している場合は、業者が定める一定の日を期限日とすることを容認。
・ 移行承諾の手続	・ 業者から顧客への書面交付義務（フロー→アプロの場合、書面による同意取得義務（アプ→アプロ） など） （書面記載事項として、「当該業者から、当該「契約の種類」についてのみ移行が認められること」などを追加。）
・ 行為規制の適用除外	・ 除外要件を整備。（例：契約締結時等書面・運用報告書の交付義務の除外は、照会への回答体制の整備を要件付け。） ・ 投資顧問契約・投資一任契約の場合、期限日後には移行（アプ→アプロ）が及ばない旨を明確化。 ・ 金融法上の説明義務が除外される者（特定顧客）の範囲に、特定投資家を追加。 （「特定投資家に移行した一般投資家」を含み、「一般投資家に移行した特定投資家」を除く。）

VIII. 銀行法・保険業法・信託業法関係

① 「投資性の強い預金・保険・信託」について、金融商品取引法と同等の販売・勧誘ルールを整備。

(各業法固有の観点から規制が整備されている点など)

銀行法 (特定預金等)	銀行法 (特定預金等)	銀行法 (特定預金等)	銀行法 (特定預金等)
広告等の規制	銀行法 (特定預金等)	銀行法 (特定預金等)	銀行法 (特定預金等)
● デリバティブ預金の場合、「銀行が預入期間延長権行使した場合に、預入金利が市場金利を下回り、顧客の不利になるおそれがある旨」を表示。	● デリバティブ預金の場合、「銀行が預入期間延長権行使した場合に、預入金利が市場金利を下回り、顧客の不利になるおそれがある旨」を表示。	● デリバティブ預金の場合、「銀行が預入期間延長権行使した場合に、預入金利が市場金利を下回り、顧客の不利になるおそれがある旨」を表示。	● デリバティブ預金の場合、「銀行が預入期間延長権行使した場合に、預入金利が市場金利を下回り、顧客の不利になるおそれがある旨」を表示。
書面交付義務	● 書面交付義務の適用除外 ・ 1年以内に「外貨預金等書面」を交付している場合 ・ 1年以内に同一内容契約につき書面を交付している場合 など (注) 施行時の経過措置を整備 (施行前の公布可。施行後3月以内の公布可。) ● デリバティブ預金の場合、契約締結前書面に広告等の表示事項と同一内容を記載。	● 契約締結前書面は、監督指針に規定する「契約概要」「注意喚起情報」との関係を整備。 (例) 「契約概要」は法律レベル、「注意喚起情報」は内閣府令レベルの記載事項として整理。 ● 契約締結時書面の記載事項は、保険証券等の記載事項と調整。 (例) 契約の種類・内容などは、保険証券等に記載があれば、契約締結時書面への記載省略可。	● 契約締結前書面交付義務の適用除外 (同一内容契約について書面を交付しており、交付を要しない旨の意思表示がある場合 など)
禁止行為	● 銀行業務に関する一般的禁止行為 ● 「契約締結前書面」「外貨預金等書面」を理解されるため必要な程度・方法により説明しないこと。	● 保険契約締結・保険募集に関する一般的禁止行為 ● 「契約締結前書面」を理解されるため必要な程度・方法により説明しないこと。	● 信託の引受けに関する一般的禁止行為 ● 「契約締結前書面」を理解されるため必要な程度・方法により説明しないこと。
特定投資家 (契約の種類)	● 1種類 (特定預金等契約)	● 1種類 (特定保険契約等)	● 1種類 (特定信託契約)

② 銀行・保険会社の業務範囲 (付随業務)

- ・投資顧問契約・投資一任契約の締結の代理・媒介を追加 (銀行のみ)。
- ・排出権デリバティブ取引を追加。
- (排出権取引の媒介・コンサルティング業務も付随業務として容認。)

③ 銀行子会社・保険子会社の業務範囲

- ・証券専門会社の業務範囲拡大 (金融商品取引業の全股を対象化)。
- ・金融関連業務として、排出権取引・排出権デリバティブ取引を追加。

IX. 金融商品取引業協会・認定投資者保護団体

認定投資者保護団体制度の趣旨 苦情解決・あつせん業務に関する業態横断的な取組みの推進

1

投資者の保護に資する業務として、金融商品取引法の直接の対象ではない業態に係る苦情解決・あつせん業務も、認定対象とする。（特定認定業務）

「特定認定業務」の例

- ・ 銀行・信金・信組・豊漁協・労金・商工中金等が行う「投資性の強い預貯金」に関する業務
 - ・ 保険会社・農協等が行う「投資性の強い保険・共済」に関する業務
 - ・ 信託会社・信託銀行等が行う「投資性の強い信託」に関する業務
- } に係る苦情解決・あつせん業務 など

（参考）民間団体が、認定投資者保護団体の認定を受けて「特定認定業務」を行おうとする場合

- ・ 認定申請書に、「特定認定業務」を行おうとする旨を記載。
⇒ 金融庁長官は、当該団体の認定に際して、各業態の主務大臣に協議。
- ・ 関係する業態の業者から、特定認定業務の対象となる旨の同意を得ることが必要。
（← 制度上、認定投資者保護団体の「対象事業者」となりうる者として、関係する業態の業者を幅広く規定。）

（参考）金融商品取引業協会の業務の他の金融商品取引業協会への一部委託

- 金融商品取引法は、認可金融商品取引業協会及び公益法人金融商品取引業協会によるあつせん業務の外部委託について規定。
⇒ さらに、定款又は業務規程の定めるところにより、他の協会に一定の業務の一部を委託できる旨を明確化。（再委託は禁止。）
（例）会員の資質向上に関する業務、会員の取引動向に関する業務、会員の法令等遵守状況の調査に関する業務 など

X. 金融商品取引所（自主規制業務等）

取引所が「自主規制法人」に
自主規制業務を委託する場合

株式会社形態の取引所が
「自主規制委員会」を設置する場合

- 自主規制業務の一部を委託せず、取引所（市場運営会社）で行うことも可能。
 - 「特定自主規制業務」を自主規制法人に委託しているが、それに関する業務規程等の作成・変更・廃止を委託しない場合 ⇒ 関連する業務規程等の作成・変更・廃止時に、自主規制法人からの同意取得が必要。
 - 自主規制業務の全部が、自動的に、自主規制委員会の専決事項となる。
 - 特に緊急を要するときには、市場運営部門において、上場廃止の決定を行うことが可能。
- （参考）取締役会は、自主規制委員会の職務執行のため、以下に関する事項を決定。

 - ・ 自主規制委員会の職務を補助すべき取締役・使用人。執行役からの独立性。
 - ・ 自主規制業務の執行を行う取締役・執行役・使用人。他の業務からの独立性。自主規制委員会に自主規制業務の執行に関する事項等を報告するための体制 など

自主規制業務の範囲	
①上場・上場廃止業務	（自主規制業務とならないもの）（自主規制法人・自主規制委員会との関係） 特定市場フリハティエ取引（業務規程等で銘柄が特定されているもの）の上場・上場廃止関係 ⇒ 当該上場・上場廃止後、遡及なく報告 ⇒ 当該業務規程等の作成・変更・廃止時に同意取得
②会員等の調査	「特定自主規制業務」
③売買審査	
④会員等の資格審査	
⑤会員等の処分業務	
⑥開示情報の審査、上場会社の処分業務	
⑦特定自主規制業務に関する業務規程等の作成・変更・廃止	上場・上場廃止基準関係、 会員等の資格付与基準関係 ⇒ 業務規程等の作成・変更・廃止時に同意取得
⑧特定自主規制業務に関する定款変更に係る総会議案概要の作成	上場・上場廃止基準関係、 会員等の資格付与基準関係 ⇒ 定款変更の総会議案概要の策定時に同意取得

（参考）金融商品等の上場の当局への届出 ⇒ 上場前日まで（現行：上場7日前まで）
金融商品等の上場廃止の当局への届出 ⇒ 上場廃止の7日前まで（変更なし）